

社会福祉法人設立事務の手引き

奈良県福祉医療部

平成30年4月

目 次

I. 社会福祉法人のあらまし	2
II. 社会福祉法人設立認可申請前に決定しておくべきこと	9
III. 社会福祉法人設立認可申請の手続	12
IV. 社会福祉法人設立認可申請書等作成上の留意事項	16
V. 社会福祉法人設立認可申請書様式及び参考様式	19
VI. 法人認可後の運営	53
【資料1】社会福祉法人の認可について（局長通知）「社会福祉法人審査基準」	61
【資料2】社会福祉法人の認可について（課長通知）「社会福祉法人審査要領」	78
【資料3-1】～【資料3-10】資産の要件緩和関係通知	84
【資料4】社会福祉法人定款例	105
【資料5】監事監査リスト	123
【資料6】監事監査報告書様式	127

I. 社会福祉法人のあらまし

ここでは、社会福祉法人に関する基礎知識を説明しています。特に社会福祉法人の組織運営面で重要となる役員等の要件を中心に整理しています。

1. 社会福祉法人の定義

社会福祉法人とは、社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法の定めるところにより設立された法人をいいます。

社会福祉法人はその性格上、運営基盤が確実でなければなりませんので、必ず事業経営に必要な資産を備えることが要求されています。

2. 社会福祉事業

社会福祉法においては、第1種社会福祉事業と第2種社会福祉事業とに分類し、その範囲を限定的に列挙しています。これら各社会福祉事業の詳細等については、福祉に関する個別の法律に規定されています。また、社会福祉法に列挙されていない福祉を目的とする事業についても詳しくは、県福祉医療部内の各所管課までお問い合わせください。

3. 社会福祉事業の設立に必要な資産

設立に必要な資産には、「基本財産」と「その他財産」があります。

基本財産：社会福祉事業を行うために必要な土地、建物等の資産

法人が所有しているか、国・地方公共団体から貸与・使用許可を受けていること。

その他財産：施設の運営に必要な資産（基本財産以外の資産）

法人成立時に法人の年間事業費の1/12以上に相当する現金・預金が必要（特別養護老人ホーム等、介護保険法上の事業を実施する場合は2/12以上）

なお、事業の種類によって資産要件の特例や条件が定められていますので、必要に応じて確認してください。【次頁に一覧掲載。資料1及び資料3-1～資料3-10参照】

<資産の所有等の特例>

特別養護老人ホームを設置する場合 【資料3-1】	
施設用地は、国、地方公共団体以外のものから貸与を受けてもかまわない。	【要件】 地上権又は賃借権を設定し、登記すること。賃借料の水準は無料又は極力低額、安定的な財源確保。
地域活動支援センターの経営を目的として法人を設立する場合 【資料3-2】	
施設の土地、建物を国、地方公共団体及びそれ以外のものから貸与を受けていてもかまわない。	【要件】 基本財産として1,000万円以上の資産を保有すること。
既設法人(※1)が福祉ホームを設置する場合 【資料3-3】 (※1:障害福祉サービス(療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。)又は身体障害者社会参加支援施設を営んでいるものに限る。)	
施設用地は、国、地方公共団体以外のものから貸与を受けてもかまわない。	【要件】 地上権又は賃借権を設定し、登記すること。賃借料の水準は無料又は極力低額、安定的な財源確保。
既設法人(※2)が通所施設(※3)を整備する場合 【資料3-4】 (※2:第一種社会福祉事業(社会福祉法第2条第2項第2項、第3号又は第4号に掲げるものに限る。)又は第二種社会福祉事業のうち保育所を営む事業若しくは障害福祉サービス(療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。)) (※3:①障害児通所支援事業、②情緒障害児短期治療施設(通所部に限る。))又は児童自立支援施設(通所部に限る。)、③障害福祉サービス(生活介護、自立訓練(宿泊型自律訓練を除く。))、就労移行支援又は就労継続支援に限る。)、④保育所又は児童家庭支援センター、⑤母子福祉施設、⑥老人デイサービスセンター、老人福祉センター又は老人介護支援センター、⑦身体障害者福祉センター、補装具製作施設又は視聴覚障害者情報提供施設、⑧地域活動支援センター)	
施設の土地、建物を国、地方公共団体以外のものから貸与を受けてもかまわない。	【要件】 地上権又は賃借権を設定し、登記すること。ただし次の①又は②の場合は登記不要。 ①建物の賃貸借期間が契約で10年以上 ②貸主が地方住宅公社、これに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合
既設法人以外の社会福祉法人が保育所を設置する場合 【資料3-5】 (幼連携型認定こども園及び小規模保育事業(利用定員が10人以上であるものに限る。))は保育所に準ずる。)	
施設の土地を国、地方公共団体以外のものから貸与を受けてもかまわない	【要件】 地上権又は賃借権を設定し、登記すること(貸主が地方住宅公社、これに準ずる法人、基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合は登記不要)。賃借料が地域水準の適正額、安定財源確保、賃借料及び財源を収支計算書に計上。
社会福祉法人以外の者が保育所を設置する場合 【資料3-5】	
施設の土地又は建物を国、地方公共団体以外のものから貸与を受けてもかまわない	【要件】 (1)地上権又は賃借権を設定し、登記すること。ただし次の①又は②の場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合は登記不要。 ①建物の賃貸借期間が契約で10年以上 ②貸主が地方住宅公社、これに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合 (2)賃借料が地域水準の適正額。 (3)安定財源確保。さらに、1年間の賃借料相当額と安定的に運営可能と県が認めた額の合計額。 (4)賃借料及び財源を収支計算書に計上。

社会福祉法人が地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」を設置する場合 【資料3-6】	
不動産のすべて(併設の老人短期入所施設の用に供する不動産を含む)について、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けてもかまわない	【要件】 (1)当該施設の定員の合計数が、当該社会福祉法人が設置するすべての入所施設の定員の合計数の2分の1を超えないこと。 (2)地上権又は賃借権を設定し、登記すること。 (3)賃借料が地域水準の適正額。安定財源確保。 (4)賃借料及び財源を収支計算書に計上。
社会福祉法人が特別養護老人ホーム(サテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホームを除く。)を設置する場合 【資料3-7】	
不動産のすべて(併設の老人短期入所施設の用に供する不動産を含む)について、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けてもかまわない	【要件】 ※建替え、老朽化移転の特例有。 (1)都市部地域であること。 (2)入所施設を経営している既設法人であること。 (3)当該施設の定員の合計数が、当該社会福祉法人が設置するすべての入所施設の定員の合計数の2分の1を超えないこと。 (4)既に当該都道府県で他の特別養護老人ホームを経営していること。 (5)地上権又は賃借権を設定し、登記すること。 (6)経営状況が安定していること。 (7)賃借料が地域水準の適正額。さらに1000万円以上相当資産の確保。 (8)賃借料及び財源を収支計算書に計上。安定財源確保。

<基本財産>

【社会福祉施設を経営する法人】 【原則】【資料1】 すべての施設についてその施設の用に供する不動産は基本財産としなければならない。	
⇒基本財産として1000万円以上相当資産を有することで足りる。	【要件】 すべての施設についてその施設の用に供する不動産が国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けている。
【社会福祉施設を経営しない法人(社会福祉協議会及び共同募金会を除く。)] 【社会福祉法人の認可について(局長通知)】 原則として1億円以上の資産を基本財産として有しなければならない。	
⇒当該法人の安定的運営が図られるものとして所轄庁が認める額で足りる。	【要件】 委託費等で事業継続に必要な収入が安定的に見込める。
【居宅介護等事業(※)の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合】 【資料3-8】 (※:母子家庭居宅介護等事業、寡婦居宅介護等事業、父子家庭居宅介護等事業、老人居宅介護等事業、障害福祉サービス事業(居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に限る。))	
⇒基本財産として1000万円以上相当資産を有することで足りる。	【要件】 5年以上(NPO法人又は市町村長が推薦する場合は3年以上)の居宅介護等の経営実績があり、地方公共団体から委託、助成、指定居宅サービス事業等の指定を受けていて、県内でのみ事業を実施する場合
【共同生活援助事業等の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合】 【資料3-9】	
⇒基本財産として1000万円以上相当資産を有することで足りる。	【要件】 5年以上(NPO法人又は市町村長が推薦する場合は3年以上)の居宅介護等の経営実績があり、地方公共団体から委託、助成、指定居宅サービス事業等の指定を受けていて、県内でのみ事業を実施する場合
【介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合】 【資料3-10】	
⇒基本財産として1000万円以上相当資産を有することで足りる。	【要件】 5年以上(NPO法人又は市町村長が推薦する場合は3年以上)の訓練事業の経営実績があり、地方公共団体又は民間社会福祉団体から委託又は助成を受けているか、過去に受けていた場合で、県内でのみ事業を実施する場合
【社会福祉協議会(社会福祉施設を経営するものを除く。)及び共同募金会】 【資料1】	
⇒基本財産として300万円以上相当資産を有することで足りる。 ただし、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会にあっては、300万円と10円に当該市町村又は当該区の人口を乗じて得た額(100万円以下のときは100万円とする。)のいずれか少ない方の額以上に相当する資産を有することで足りる。	

4. 社会福祉法人の組織運営

(1) 社会福祉法人の名称

社会福祉法人の名称には、理事長等の個人名から引用したものは認められません。
また、県内にある既存の法人名と同一又は類似の名称の使用は避けてください。

(2) 役員及び評議員

実際に法人運営に参画できない者を、評議員又は役員（理事及び監事）として適当ではありません。

また、次に掲げる者は、評議員又は役員になることはできません。

- ① 法人
- ② 成年被後見人又は被保佐人
- ③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ④ ③に該当する者を除くほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ⑤ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員
- ⑥ 暴力団員等の反社会的勢力の者

(3) 評議員

評議員は、社会福祉法人の適正な運営に識見を有する者であることが必要です。

また、評議員は、理事等の業務執行を監督する立場にあるため、法人の理事、監事又は職員を兼ねることができません。

評議員には、各評議員又は各役員の配偶者又は3親等以内の親族及び各評議員又は各役員と特殊の関係がある者が含まれてはなりません。

特殊の関係がある者とは、次のとおりです。

- ① 当該評議員又は役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ② 当該評議員又は役員に雇用されている者
- ③ ①、②以外の者で、当該評議員又は役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②、③の者の配偶者
- ⑤ ①から③の者の3親等以内の親族で、これらの者と生計を一にするもの
- ⑥ 当該評議員が役員となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除きます。）の役員又は職員（ただし、これらの役員又は職員が当該社会福祉法人の評議員総数の3分の1を超える場合に限ります。）

- ⑦ 当該社会福祉法人の役員が役員となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除きます。）の役員又は職員（ただし、これらの役員又は職員が当該社会福祉法人の評議員総数の3分の1を超える場合に限り。）
- ⑧ 当該社会福祉法人の役員又は評議員で、評議員の総数の過半数を占めている他の社会福祉法人の役員又は職員
- ⑨ 国又は地方公共団体等においてその職員である評議員（ただし、これらの評議員が当該社会福祉法人の評議員総数の3分の1を超える場合に限り。）

（4）評議員の総数

評議員の数は、理事の員数を超える数でなければなりません。

（5）理事

理事の総数は6名以上必要で、そのうちには、次に掲げる者を含む必要があります。

- ① 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
- ② 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
- ③ 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者

また、理事には、理事本人を含め、その配偶者及び3親等以内の親族その他各理事と特殊の関係にある者が理事の総数の3分の1を超えて含まれてはなりません。

ただし、理事の親族等特殊関係者の上限は3人です。

なお、特殊の関係がある者とは、次のとおりです。

- ① 当該理事と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ② 当該理事に雇用されている者
- ③ ①、②以外の者で、当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②、③の者の配偶者
- ⑤ ①から③の者の3親等以内の親族で、これらの者と生計を一にするもの
- ⑥ 当該理事が役員となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除きます。）の役員又は職員（ただし、これらの役員又は職員が当該社会福祉法人の理事総数の3分の1を超える場合に限り。）
- ⑦ 国又は地方公共団体等においてその職員である理事（ただし、これらの理事が当該社会福祉法人の理事総数の3分の1を超える場合に限り。）

（6）理事長等

理事長は、理事会の決定に基づき、法人の内部的・対外的な業務執行権限を有し、対外的な業務執行をするため、法人の代表権を有します。

また、理事長以外にも社会福祉法人の業務を執行する理事（以下「業務執行理事」といいます。）を理事会で選定することができますが、理事長と違い対外的な業務を執行する権限はありません。

理事長及び業務執行理事以外の理事は、理事会における議決権の行使等を通じ、法人の業務執行の意思決定に参画するとともに、理事長や他の理事の職務の執行を監督する役割を担います。

（7）監事

監事は、当該社会福祉法人の理事又は職員を兼ねることはできません。

総数は2名以上必要で、そのうちには、次に掲げる者が含む必要があります。

- ① 社会福祉事業について識見を有する者
- ② 財務管理について識見を有する者

また、監事には、各役員配偶者及び3親等以内の親族その他各役員と特殊の関係にある者が含まれてはなりません。

なお、特殊の関係がある者とは、次のとおりです。

- ① 当該役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ② 当該役員に雇用されている者
- ③ ①、②以外の者で、当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②、③の者の配偶者
- ⑤ ①から③の者の3親等以内の親族で、これらの者と生計を一にするもの
- ⑥ 当該理事が役員となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除きます。）の役員又は職員（ただし、これらの役員又は職員が当該社会福祉法人の監事総数の3分の1を超える場合に限りません。）
- ⑦ 当該監事が役員となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除きます。）の役員又は職員（ただし、これらの役員（当該監事を含みます。）又は職員が当該社会福祉法人の監事総数の3分の1を超える場合に限りません。）
- ⑧ 当該社会福祉法人の役員又は評議員で、評議員の総数の過半数を占めている他の社会福祉法人の理事又は職員
- ⑨ 国又は地方公共団体等においてその職員である監事（ただし、これらの監事が当該社会福祉法人の監事総数の3分の1を超える場合に限りません。）

（8）会計監査人

社会福祉法施行令第13条の3の規定に該当する法人は、会計監査人を設置する必要があります。会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければなりません。当該社会福祉法人の役員等となっている公認会計士又は監査法人は、会計監査人となることは

できません。

(9) 組織運営に関する情報開示

会計監査人非設置法人においても、財務状況等の監査に関して、法人運営の透明性の確保の観点から、公認会計士や監査法人、税理士等による外部監査の活用を積極的に行うことが望ましいとされています。

また、社会福祉法人は、定款、財産目録、役員等名簿、報酬等の支給の基準を記載した書面及び社会福祉法第45条の34第1項第4号に掲げる書類（現況報告書）を事務所に備え置くとともに、インターネットを利用して閲覧できる環境を用意する必要があります。

5. 社会福祉法人の設立

社会福祉法による社会福祉法人の設立に必要な手続きは、次の(1)～(3)のとおりです。

(1) 定款の作成

設立発起人が法人の根本規則である定款を作成し、法人格を取得しようとする意思を表示することが必要です。【定款例：資料4参照】

(2) 奈良県知事の設立認可

設立発起人から権限の委任を受けた設立代表者が設立認可申請書を作成・提出し、奈良県知事の認可を得る必要があります。以降のページで、必要書類及びそれらの作成方法等について説明しています。

奈良県知事が認可権限を有する法人は、主たる事務所が県の区域内を予定している法人ですが、その事務所が市の区域内であってその行う事業が当該市の区域を越えないものは当該市の長の認可を得ることになります。

(3) 法人設立の登記

社会福祉法人は、設立の認可があった日から2週間以内に、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立します。認可が法人設立の要件となっているのではなく、設立の登記によって成立することになりますので注意してください。

Ⅱ. 社会福祉法人設立認可申請前に決定しておくべきこと

現在、本県において、社会福祉法人設立認可申請書の提出時期は「当該法人における各社会福祉事業の実施が確実であると判断できる時点」と考えています。

ただし、申請書類を作成していくうえで事前に決定されておかなければならないことは多岐にわたり、県等の補助を受けて施設の整備を行う場合は、さらに早い段階で施設整備の計画や法人の運営体制が確立されていなければなりません。

ここでは、社会福祉法人の設立認可申請前にどのようなことを決定しておくかなければならないかということを整理しています。

1. 設立発起人会の発足

(1) 設立発起人会

設立代表者を中心に、複数の設立発起人の合議により設立手続を進めていくためには、設立発起人会（法人設立準備会等、名称は不問）を発足させる必要があります。設立発起人会は事業開始のための施設整備の計画や施設開設後の運営の計画等、法人の設立にあたって最も基本的な計画を決定しなければなりません。

この設立発起人会で決定された事項は、後日、法人設立認可申請書を作成するうえで、欠かせないものとなるので、十分な検討が必要です。

(2) 設立発起人会発足の際の留意事項

ア 社会福祉法人の設立当初の役員により構成されていること。

イ 設立代表者（通常は理事長予定者）が選任されていること。

すなわち、設立代表者が他の設立発起人から設立に関する権限の委任を受けていること。

ウ 設立発起人会における各決定事項について、その議事録を整備しておくこと。

エ 設立発起人会の会計を明確にするため、金融機関に設立代表者名義の預金口座を設けること。

オ 県担当課との連絡窓口を明確にしておくこと。（設立発起人のうち、事務全体を理解し、施設開設後も事務を担当する者）

2. 設立発起人会で決定しておかなければならない事項

(1) 定款の作成

定款には法人の目的・名称・事務所・資産に関する規定、理事の任免に関する規定等を記載しなければなりません。厚生労働省より定款の定め方の例（定款例）が示されていますので、これを参考にして作成してください。【定款例：資料4参照】

(2) 設立当初の資産の決定

ア 土地

寄附により取得する場合は土地の贈与契約を締結し、購入する場合は購入資金の贈与契約（印鑑証明書添付）を締結したうえで、土地購入の相手方と売買契約の予約を行わなければなりません。

いずれにせよ、相手方から所有権移転登記の確約を得ておかなければなりません。

イ 建物

建物（施設）を建設する場合は、後述（5）の建設計画を決定しなければなりません。それに伴い建設に必要な自己資金の額やその取得方法も併せて決定しなければなりません。寄附を受ける相手方及びその額を贈与契約書（印鑑証明書添付）により明確にする必要があります。

ウ 運転資金

ア、イと同様に贈与契約書（印鑑証明書添付）により設立当初に必要な運転資金（前述Ⅰ-4の年間事業費の1/12または2/12）を確保しなければなりません。

エ 資金調達

寄附により資金を調達する場合は、寄附者の所得能力、資産状況等から当該寄附が確実に実行されることについて、所得証明書、預金残高証明書及び資産に関する証明書等により、あらかじめ確認しておく必要があります。

(3) 設立年度及び次年度の事業計画書・収支予算書案の作成

法人は、定款に定める事業ごとに事業計画を立て、その計画どおり執行できる予算を編成しなければなりません。したがって、これらの書類は対となるべきものですので、一貫性を持って作成される必要があります。

なお、収支予算書案については、後述（7）の経理規程案に定められた様式に基づき作成してください。

(4) 設立当初の役員及び評議員の決定

設立当初の役員（理事・監事）及び評議員の選任を行います。これはあくまで設立当初の役員及び評議員ですので、法人設立後速やかに定款の規定による役員及び評議員の

選任手続が必要となります。

(5) 施設建設計画及び資金計画の決定

施設建設にかかる計画及び建設費の概要を決定しておかなければなりません。それに伴い、県等の補助金の額が固まるので、必要な自己資金の額及び独立行政法人福祉医療機構からの借入が必要な額も固まってくるものと思われます。

また、借入を行う場合は、その金額、債務保証、必要な担保物件及び償還計画についても設立発起人会で決定しておかなければなりません。

(6) 施設長予定者の決定

決定の際には、当該施設の施設長就任予定者が資格要件を満たしていることを確認する必要があります。資格要件については、県の担当課に確認してください。

(7) 経理規程案の作成

法人設立後、日常の経理処理を行う際必要となる経理規程の案を設立発起人会で決定しておかなければなりません。

作成にあたっては、厚生労働省より出されている「社会福祉法人会計基準」を踏まえていただく必要がありますが、全国社会福祉協議会より「モデル経理規程」が出されていますので、参考にしてください。

(8) その他

設立時の各種贈与契約において、設立代表者自身が贈与を行う場合については、いわゆる自己契約となりますので、他の設立発起人を特別代理人として選任し、当該贈与契約の締結に関する権限を委任する必要があります。

この場合、1(2)イの権限の委任についても、当該契約に関しては委任の対象から除外しておかなければなりません。

また、法人事務所並びに施設所在地を選挙区とする議員からの寄附は、公職選挙法に抵触するため受けとることができないので注意してください。

Ⅲ. 社会福祉法人設立認可申請の手続

ここでは、まず国・県の補助金を受けて施設を整備する場合の法人認可にかかる事務手続き等について、順をおって説明していきます。

1. 整備計画の立案及び県への計画書の提出

施設整備を予定している年度の前年9月には、県の予算編成作業が始まります。補助金を受けて施設整備を予定されている場合は、まず県において予算措置されなければなりません。

そのため、遅くとも整備前年度の初旬には、県の担当課に計画案を提出し、上半期中旬には、整備計画を確定する必要があります。

整備計画として必要なものは、

- ・事業計画（施設種別、定員、実施理由）
- ・用地の選定状況
- ・施設の基本設計、見積書
- ・資金計画、借入れする場合はその返済計画
- ・法人役員のリスト
- ・地元・市町村の意向
- ・各種規制・許認可への対応状況

等です。

2. 県社会福祉法人等審査会等と国庫補助事前協議

社会福祉法人の設立認可並びに社会福祉施設及び介護老人保健施設の整備を行うにあたり、法人及び施設の適正な設置・運営を図るため奈良県社会福祉法人等審査会に諮る必要があることからそれまでに、法人設立発起人会を発足し、名称や、役員構成、設立代表者、事業計画、資金計画及び返済計画を決定しておく必要があります。

なお、国庫補助に関する事前協議等については、担当課の指示に沿って協議に必要な書類を提出してください。

3. 独立行政法人福祉医療機構への借入申込

新たに社会福祉法人を創設し、社会福祉施設の設置を計画する法人に対しては、県における法人認可の審査等と並行して、融資に関する審査を実施することとされています。

そのため、独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）の融資を予定されている場合は、順次申込を行う必要があります。

申込にあたっては、県の意見書が必要な場合、事前に機構に借入限度額の計算など下見をしてもらった上、県の担当課に意見書交付願を提出してください。

なお、法人を創設して施設整備を行うものについても、上記に準じた取り扱いとなります。詳しくは各担当課にお問い合わせください。

4. 国・県補助金内示と各種許認可の申請

国・県・機構の審査が順調に進んだ場合、新設分の国庫補助内示は例年5、6月頃に行われます。

建築確認等の各種許認可の申請は内示を受けたことにより、本申請が受け付けられることとなります。

許認可等をスムーズに行うため、内示までに各関係機関との事前協議を行っておく必要があります。

なお、これまで開発許可が不要であった市街化調整区域における社会福祉施設、医療施設等の公共公益施設の設置について、平成19年11月30日に施行された改正都市計画法により、開発の許可を得ることが必要となりました。このことについても関係機関との事前協議を行うことが必要です。

5. 社会福祉法人設立認可申請

各種許認可と同様に法人の設立認可申請も、補助金内示後すみやかに行ってください。また、法人登記や財産移転について適期に行い、移転後1ヶ月以内に県の担当課まで「法人設立登記及び財産移転完了」の報告を行ってください。

なお、土地等不動産の登記に際しての登録免許税免除については、県の担当課まで相談ください。

No.	項目	実施事項
1	認可申請	所轄庁に対し、法人設立認可申請の実施
2	内部審査	設立要件及び施設整備計画等の審査
3	設立認可	法人設立認可書の交付
4	法人設立登記	認可後、2週間以内に登記
5	役員を選任	遅延なく理事会を開催し、定款に基づく役員を選任
6	財産の移転	遅延なく移転完了し、土地等不動産登記の実施
7	県への報告	1ヶ月以内に法人設立登記及び財産移転完了

6. 入札及び契約

施設建設工事等に係る契約手続については、都道府県市が行う公共事業の扱いに準じて行うこととされており、契約にあたっては奈良県福祉医療部編「社会福祉法人の契約事務について」に基づき行ってください。

7. 補助金交付申請及び交付決定

入札により事業費が確定します。各補助金交付要綱に基づき、確定した事業費に合わせた補助金の交付申請を行ってください。

県はその申請書をもとに、厚生労働省に対して補助申請を行います。

厚生労働省の補助金交付決定後、県は法人に対し補助金交付決定を行います。

8. 事業実績報告及び補助金の請求

補助金の交付決定を受けた法人は、補助事業が完了したとき、事業完了から30日以内、又は、整備当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、事業実績報告を行う必要があります。

事業実績報告が受理されたのち、補助金の請求を行ってください。

県は5月末日までに補助金の交付（支払い）を行います。

9. 施設設置届

施設を設置し、経営しようとするときは、その事業の開始前に、県知事に施設設置届（又は認可申請書）を提出しなければなりません。

施設種別ごとに様式が異なりますので、各担当課にお問い合わせください。

10. 建物登記と基本財産編入手続

建物の完成後、建物の表示登記及び所有権保存登記を行ってください。

土地等不動産の登記に際しては、県が発行する証明書を添付すると、登録免許税が免除されますので、表示登記完了後、願い出てください。

建物の登記と並行して、基本財産に編入する手続を行ってください。

- ・理事会で、同建物を基本財産に編入することを決議する。
- ・県の担当課あてに定款変更届出書を提出する。

社会福祉法人の設立に関する事務フロー（施設を設置する法人、単年度整備の場合）

※時期は各審査会の開催時期によって変わります。

年度	法人設立	施設整備
前々年度		<ul style="list-style-type: none"> ・整備計画の立案 <ul style="list-style-type: none"> 〔用地選定、施設の基本設計 資金計画、地元・市町村の意向〕 県→市町村へ整備計画募集
整備前年度	<ul style="list-style-type: none"> ・法人設立準備 ・設立発起人会の発足 <ul style="list-style-type: none"> 〔名称、役員構成、設立代表者の選出 事業計画、資金計画・返済計画等〕 ・法人設立認可申請事前協議 ・法人設立認可申請 	<ul style="list-style-type: none"> 整備事業者選定結果通知 ・整備計画書事前協議 ・独立行政法人福祉医療機構借入事前相談 ・整備計画書提出
	<p style="text-align: center;">県社会福祉法人等審査会</p> <p>法人設立認可</p>	<p>施設整備費補助金内示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人福祉医療機構借入申込
整備年度	<ul style="list-style-type: none"> ・法人設立登記 ※認可後2週間以内 ・理事、監事、評議員の選任 ・変更登記（理事長重任）※理事長選任後2週間以内 ・財産移転 ※法人設立後遅滞なく寄附の実行 土地の所有権移転登記 ※登録免許税非課税証明願 ・設立登記等報告 ※財産移転後1ヶ月以内 ・建物の表示登記及び所有権保存登記 ※登録免許税非課税証明願（表示登記後） ・予算理事会（基本財産編入に伴う定款変更等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・入札 <ul style="list-style-type: none"> ※業者選定・入札結果報告 ・県補助金交付申請 県補助金交付決定 ・契約、着工 ・竣工、完了検査（建築・消防） ・介護保険施設指定申請 ・施設設置認可申請 ・補助金実績報告、請求 介護保険施設指定 施設設置認可
開設年度	<ul style="list-style-type: none"> ・定款変更届出 ・決算理事会 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設開設 補助金完了検査 補助金交付(支払)

IV. 社会福祉法人設立認可申請書等作成上の留意事項

1. 共通事項

- (1) 書類は、提出用に正本1部・副本1部の計2部及び法人の控用に1部、すべて同じものを作成してください。副本1部は認可後、認可書としてお返しします。
- (2) 添付書類は、必要書類一覧表の見出し番号を付しその順に編綴してください。
- (3) 写の書類は、すべて設立代表者名で原本証明を行ってください。
- (4) 同一の書類が重複して添付される場合は、1部を残し他は省略して差し支えありません。
- (5) 不動産の登記事項証明書、預金残高証明書、印鑑登録証明書、身分証明書等は、申請日から3ヶ月以内に発行されたものとし、原本は正本に添付してください。その場合、副本は写でも差し支えありません。

2. 申請書作成の際の留意事項

- (1) 用紙の大きさは日本工業規格A4（平面図等はA3）で作成してください。
- (2) 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成してください。
- (3) 主たる事務所の所在地、法人の名称及び事業の種類の記事については、定款の記事との整合に注意してください。
- (4) 資産の記事については、設立当初の財産目録との整合に注意してください。
- (5) 役員資格等については、関係通知の記事事項を確認のうえ記載してください。

3. 添付書類作成の際の留意事項

(1) 設立当初の財産目録

財産目録は、土地・建設自己資金・運転資金が贈与契約履行後の状態で記載してください。したがって、贈与を受けた金銭で施設を建設する場合、当該施設を建物として記載する必要はないことに注意してください。

財産目録には、資産と負債の内容を示すものですが、社会福祉法人設立の場合は、資産を基本財産とその他財産に区分する必要があります。さらに、公益を目的とする事業

や収益を目的とする事業を行う場合にあっては、基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産に分ける必要があります。

また、土地の記載は、登記簿上の面積・地番・地目としてください。2筆以上所有している場合は、単に土地として一括計上せず、それぞれの所在地、用途、面積及び価格を示してください。

(2) 財産目録に記載した資産が当該法人に確実に帰属することを明らかにすることができる書類

ア 贈与契約書は贈与者ごとに作成されていなければなりません。

イ 贈与契約における両当事者が委任により同一であるときは、利益相反事項となるため、当該契約について理事会での決議が必要です。

ウ 宣誓書等寄附者の行為能力に関する書類は、寄附者ごとに以下の書類を添付してください。

①個人の場合

宣誓書（未成年者又は被保佐人等については、法定代理人又は保佐人等の同意書）

②法人その他の団体の場合

定款・寄附行為その他の基本約款、及びこれらに定める手続きを経たことを証明する書類並びに法人登記簿謄本

③国又は地方公共団体の場合

処分条例（案）、議会の議事録又は長の確約書

エ 財産が寄附者に属することを証明する書類として以下の書類が必要です。

①現金の場合

寄附者の残高証明及び所得証明書又は納税証明書、決算書等

②有価証券の場合

株式登録証明書及び所得証明書又は納税証明書等

③不動産の場合

登記簿謄本、移転登記確約書等

(3) 当該法人がその事業を行うために財産目録に記載された不動産以外の不動産の使用を予定しているときは、その使用の権限が当該法人に確実に帰属することを明らかにすることができる書類として以下の書類を添付してください。

ア 使用貸借契約書若しくは賃貸借契約書

イ 当該契約の当事者の行為能力等に関する書類

ウ 当該不動産を契約の相手方が所有していることを証明する書類（登記簿謄本）

エ 地上権若しくは賃借権の登記確約書

(4) 事業計画書及び収支予算書

社会福祉法人は、定款に定める事業毎に事業計画を立て、その財源を確保し、事業計画どおりこれを執行できる予算を組む必要があります。設立発起人会で事前に作成されている計画書案及び予算書案を添付してください。

(5) 設立者及び役員・評議員就任予定者の履歴書その他の書類

履歴書は、その職歴又は社会的地位等から、社会福祉法人の役員・評議員としてふさわしいものであることが判別できる程度のもので結構です。また、職歴については現在もその職にある場合は末尾に「(現職)」と記載してください。

理事及び監事については、資格要件を満たしていることがわかる内容を経歴(職歴)欄に記載してください。

印鑑登録証明書のほか、以下の書類(①②両方とも)を添付してください。

- ① 登記されていないことの証明書：後見・保佐登記に、成年被後見人・被保佐人とする記録がないことを証するもの(各都道府県の法務局で取得可能)
- ② 社会福祉法第40条第1項に掲げる者に該当しない旨の宣誓書

(6) 設立代表者の権限を証する書類

設立代表者を除く設立発起人全員による委任状が必要となりますが、選任議決書として全員決議する旨を明記し、最後に全員が連署する方式でも結構です。

(7) 役員等就任予定者の就任承諾書

役員等が公立学校の教員等公務員の場合は、任命権者等の承認書が必要ですので添付してください。

(8) 施設長予定者の履歴書

履歴書については、施設長の資格要件を満たしていることが判別できるようにしてください。

V. 社会福祉法人設立認可申請書様式及び参考様式

※注意書きを削除の上、使用してください。

1. 社会福祉法人設立認可申請書（様式第1（表面・裏面））

2. 参考様式

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| 1 財産目録 | 11 親族その他特殊関係に関する宣誓書 |
| 2 贈与契約書 | 12 施設建設計画書 |
| 3 所有権移転登記確約書 | 13 償還計画書 |
| 4 土地の無償貸与確約書 | 14 償還金贈与契約書 |
| 5 事業計画書 | 15 基本財産編入誓約書 |
| 6 収支予算書 | 16 施設長就任承諾書 |
| 7 設立者及び役員・評議員就任予定者一覧表 | 17 設立発起人会の議事録 |
| 8 設立代表者・設立代表者代理人への委任状 | |
| 9 理事・監事・評議員就任承諾書 | |
| 10 欠格条項に該当しないことの宣誓書 | |

様式第1

(表 面)

社会福祉法人設立認可申請書		
設 立 者 又 は	住 所	
設 立 代 表 者	氏 名	実印
申 請 年 月 日		
社 会 福 祉 法 人 設 立 の 趣 意		
主たる事務所の所在地		
ふりがな 法 人 の 名 称		
事 業 の 種 類	社会福祉	第1種
	事業	第2種
	公 益 事 業	
	収 益 事 業	

(裏面)

資産	純資産 ⑤-⑥		内 訳							
	社会福祉事業用財産		③公益事業 用財産	④収益事業 用財産	⑤財産計 ①+②+③ +④		⑥負債			
	①基本財産	②その他財産								
円	円	円	円	円	円	円	円	円		
役員等となるべき者	理事 監事 評議員 の別 ※	氏名	親族等 の特殊 関係者 の有無 有の場合は その者の氏 名及び関係	役員の資格等（該当に○）					他の社会福祉 法人の理事長 への就任状況	
				事業経営 識見	地域福 祉関係	管理者	事業 識見	財務管 理識見	有 無	法 人 名
	○理事						-	-		
	理事						-	-		
	理事						-	-		
	理事						-	-		
	理事						-	-		
	理事						-	-		
	監事			-	-	-				
	監事			-	-	-				
	評議員			-	-	-	-	-		
	評議員			-	-	-	-	-		
	評議員			-	-	-	-	-		
	評議員			-	-	-	-	-		
	評議員			-	-	-	-	-		

※ 理事のうち、理事長予定者については、○を付けること。

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙（大きさは、日本工業規格A列4番とする。）の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。
- 3 この申請書には、社会福祉法施行規則第2条第2項各号に掲げる書類を添付すること。
- 4 記名押印に代えて署名することができる。

社会福祉法人設立認可申請書作成上の留意事項

1. 共通事項

- (1) 書類は、提出用に正本1部・副本1部の計2部及び法人の控用に1部、すべて同じものを作成してください。副本1部は認可後、認可書としてお返しします。
- (2) 添付書類は、必要書類一覧表の見出し番号を付しその順に編綴してください。
- (3) 写の書類は、すべて設立代表者名で原本証明を行ってください。
- (4) 同一の書類が重複して添付されるときは、1部を残し他は省略して差し支えありません。
- (5) 不動産の登記事項証明書、預金残高証明書、印鑑登録証明書、身分証明書等は、申請日から3ヶ月以内に発行されたものとし、原本は正本に添付してください。その場合、副本は写でも差し支えありません。

2. 申請書作成の際の留意事項

- (1) 用紙の大きさは日本工業規格A4（平面図等はA3）で作成してください。
- (2) 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成してください。
- (3) 主たる事務所の所在地、法人の名称及び事業の種類の記事については、定款の記事との整合に注意してください。
- (4) 資産の記事については、設立当初の財産目録との整合に注意してください。
- (5) 役員の資格等については、関係通知の記事事項を確認のうえ記載してください。

3. 添付書類作成の際の留意事項

(1) 設立当初の財産目録

財産目録は、土地・建設自己資金・運転資金が贈与契約履行後の状態で記載してください。したがって、贈与を受けた金銭で施設を建設する場合、当該施設を建物として記載する必要はないことに注意してください。

財産目録には、資産と負債の内容を示すものですが、社会福祉法人設立の場合は、資産を基本財産とその他財産に区分する必要があります。さらに、公益を目的とする事業や収益を目的とする事業を行う場合にあっては、基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産に分けることが必要です。

また、土地の記事は、登記簿上の面積・地番・地目としてください。2筆以上所有している場合は、単に土地として一括計上せず、それぞれの所在地、用途、面積及び価格を示してください。

(2) 財産目録に記載した資産が当該法人に確実に帰属することを明らかにすることができる書類

ア 贈与契約書は贈与者ごとに作成されていなければなりません。

イ 贈与契約における両当事者が委任により同一であるときは、利益相反事項となるため、当該契約について理事会での決議が必要です。

ウ 宣誓書等寄附者の行為能力に関する書類は、寄附者ごとに以下の書類を添付してください。

①個人の場合

宣誓書（未成年者又は被保佐人等については、法定代理人又は保佐人等の同意書）

②法人その他の団体の場合

定款・寄附行為その他の基本約款、及びこれらに定める手続きを経たことを証明する書類並びに法人登記簿謄本

③国又は地方公共団体の場合

処分条例（案）、議会の議事録又は長の確約書

エ 財産が寄附者に属することを証明する書類として以下の書類が必要です。

①現金の場合

寄附者の残高証明及び所得証明書又は納税証明書、決算書等

②有価証券の場合

株式登録証明書及び所得証明書又は納税証明書等

③不動産の場合

登記簿謄本、移転登記確約書等

(3) 当該法人がその事業を行うために財産目録に記載された不動産以外の不動産の使用を予定しているときは、その使用の権限が当該法人に確実に帰属することを明らかにすることのできる書類として以下の書類を添付してください。

ア 使用貸借契約書若しくは賃貸借契約書

イ 当該契約の当事者の行為能力等に関する書類

ウ 当該不動産を契約の相手方が所有していることを証明する書類（登記簿謄本）

エ 地上権若しくは賃借権の登記確約書

(4) 事業計画書及び収支予算書

社会福祉法人は、定款に定める事業毎に事業計画を立て、その財源を確保し、事業計画どおりこれを執行できる予算を組む必要があります。設立発起人会で事前に作成されている計画書案及び予算書案を添付してください。

(5) 設立者及び役員・評議員就任予定者の履歴書その他の書類

履歴書は、その職歴又は社会的地位等から、社会福祉法人の役員・評議員としてふさわしいものであることが判別できる程度のもので結構です。また、職歴については現在もその職にある場合は末尾に「(現職)」と記載してください。

理事及び監事については、資格要件を満たしていることがわかる内容を経歴(職歴)欄に記載してください。

印鑑登録証明書のほか、以下の書類(①②両方とも)を添付してください。

① 登記されていないことの証明書：後見・保佐登記に、成年被後見人・被保佐人とする記録がないことを証するもの(各都道府県の法務局で取得可能)

② 社会福祉法第40条第1項に掲げる者に該当しない旨の宣誓書

(6) 設立代表者の権限を証する書類

設立代表者を除く設立発起人全員による委任状が必要となりますが、選任議決書として全員決議する旨を明記し、最後に全員が連署する方式でも結構です。

(7) 役員等就任予定者の就任承諾書

役員等が公立学校の教員等公務員の場合は、任命権者等の承認書が必要ですので添付してください。

(8) 施設長予定者の履歴書

履歴書については、施設長の資格要件を満たしていることが判別できるようにしてください。

4. 参考様式

※注意書きを削除の上、使用してください。

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| 1 財産目録 | 11 親族その他特殊関係に関する宣誓書 |
| 2 贈与契約書 | 12 施設建設計画書 |
| 3 所有権移転登記確約書 | 13 償還計画書 |
| 4 土地の無償貸与確約書 | 14 償還金贈与契約書 |
| 5 事業計画書 | 15 基本財産編入誓約書 |
| 6 収支予算書 | 16 施設長就任承諾書 |
| 7 設立者及び役員・評議員就任予定者一覧表 | 17 設立発起人会の議事録 |
| 8 設立代表者・設立代表者代理人への委任状 | |
| 9 理事・監事・評議員就任承諾書 | |
| 10 欠格条項に該当しないことの宣誓書 | |

参考様式1 財産目録

別紙4

財 産 目 録

平成 年 月 日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
I 資産の部						
1 流動資産						
現金預金	現金手許有高	-	運転資金として	-	-	×××
普通預金	〇〇銀行〇〇支店他	-	運転資金として	-	-	×××
事業未収金		-	〇月分介護報酬等	-	-	×××
.....	-	-	-
流動資産合計						×××
2 固定資産						
(1) 基本財産						
土地	(A拠点)〇〇市〇〇町1-1-1	-	第1種社会福祉事業である、〇〇施設等に使用している	-	-	×××
	(B拠点)〇〇市〇〇町2-2-2	-	第2種社会福祉事業である、▲▲施設等に使用している	-	-	×××
小計						×××
建物	(A拠点)〇〇市〇〇町1-1-1	10××年度	第1種社会福祉事業である、〇〇施設等に使用している	×××	×××	×××
	(B拠点)〇〇市〇〇町2-2-2	19××年度	第2種社会福祉事業である、▲▲施設等に使用している	×××	×××	×××
小計						×××
定期預金	〇〇銀行〇〇支店他	-	寄附金により〇〇事業に使用することが指定されている	-	-	×××
投資有価証券	第〇回利付国債他	-	特段の指定がない	-	-	×××
.....	-	-	-
基本財産合計						×××
(2) その他の固定資産						
土地	(〇拠点)〇〇市〇〇町3-3-3	-	5年後に開設する〇〇事業のための用地	-	-	×××
	(本部拠点)〇〇市〇〇町4-4-4	-	本部として使用している	-	-	×××
小計						×××
建物	(〇拠点)〇〇市〇〇町5-5-5	20××年度	第2種社会福祉事業である、訪問介護事業所に使用している	×××	×××	×××
車両運搬具	〇〇他3台	-	利用者送迎用	×××	×××	×××
〇〇積立資産	定期預金 〇〇銀行〇〇支店他	-	将来における〇〇の目的のために積み立てている定期預金	-	-	×××
.....	-	-	-
その他の固定資産合計						×××
固定資産合計						×××
資産合計						×××
II 負債の部						
1 流動負債						
短期運営資金借入金	〇〇銀行〇〇支店他	-		-	-	×××
事業未払金	〇月分水道光熱費他	-		-	-	×××
職員預り金	〇月分源泉所得租他	-		-	-	×××
.....	-		-	-
流動負債合計						×××
2 固定負債						
設備資金借入金	独立行政法人福祉医療機構他	-		-	-	×××
長期運営資金借入金	〇〇銀行〇〇支店他	-		-	-	×××
.....	-		-	-
固定負債合計						×××
負債合計						×××
差引純資産						×××

(記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
- ・「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を精細に記載する。
- ・なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。
- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄に記載する。
- ・減価償却資産(有形固定資産に限る)については、「減価償却累計額」欄に記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。
- ・また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。
- ・車両運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車種番号は任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。

贈 与 契 約 書

〇〇〇〇（以下「甲」という。）と社会福祉法人〇〇〇会設立代表者〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次のとおり贈与契約を締結した。

第1条 甲は、社会福祉法人〇〇〇会の設立が認可されたときは、同法人の〇〇資金として、金〇〇〇〇〇〇〇円、資産として、別記目録記載の財産を同法人に贈与することを約し、乙はこれを承諾した。

第2条 甲は、前条による贈与を同法人設立後1週間以内に行わなければならない。

第3条 社会福祉法人〇〇〇会の設立の認可が得られないときは、この契約は無効とし、これにより損害が発生した場合は、甲は、損害の賠償を請求することができない。

第4条 この契約に定めていない事項については、甲、乙は誠意をもって協議のうえ決定するものとする。

上記契約を証するため、同文2通を作成し、甲、乙署名捺印のうえ各1通を所持する。

平成 年 月 日

甲 住所

氏名

実印

乙 住所

社会福祉法人〇〇〇会設立代表者

氏名

実印

注1 法人設立認可申請書には契約書原本の写を添付すること。契約書の原本は当事者がそれぞれ保管すること。

注2 設立代表者が贈与する場合は、代理人を選任すること（設立代表者代理人と表記）。

別記

目 録

1 現金	金	円
(内 訳)		
(1) 建設自己資金		円
(2) 運転資金		円
(3) 法人事務費		円
2 土地 (注1)		
〇〇市〇〇町〇〇番地所在の土地 1 筆		m ²
3 建物 (注2)		
〇〇市〇〇町〇〇番地所在の〇〇造〇建建物 1 棟 延べ		m ²
4 什器備品 (別紙明細書のとおり)		

注1 登記簿謄本記載のとおりに記載すること。従って、土地の一部の贈与が行われる場合は、分筆登記を済ませた後の登記簿謄本により記載することとなる。

注2 既存の建物の贈与を受ける場合に記載することとし、登記簿謄本記載のとおりに1棟単位で記載すること。建設中の建物については記入しないこと。

所有権移転登記確約書

社会福祉法人〇〇会の設立が認可されたときは、下記の財産について、ただちに貴法人に対し所有権移転登記を行うことを確約いたします。

平成 年 月 日

住所

氏名（所有者）

実印

社会福祉法人〇〇〇会

設立代表者 〇〇〇〇殿

記

1 土地

〇〇市〇〇町〇〇番地所在の土地 1 筆

m²

2 建物

〇〇市〇〇町〇〇番地所在の〇〇造〇建建物
1 棟 延べ

m²

注 設立代表者が確約する場合は、選任した代理人（設立代表者代理人と表記）あてとすること。

参考様式4 土地の無償貸与確約書

文 書 番 号
平成 年 月 日

土地の無償貸与確約書（注）

社会福祉法人〇〇〇会

設立代表者 〇〇〇〇殿

〇〇（市町村）長

氏名

公印

社会福祉法人〇〇会の設立が認可されたときは、当（市町村）が所有する下記の土地について、無償貸与することを確約します。

記

地番	地目	地積（㎡）
1		
2		

注1 賃貸借の場合は、「土地の賃貸借契約書」として作成すること。
ただし、その場合には、契約期間及び契約金額を明記すること。

〇〇年度 □□苑 事業計画書

1 施設運営方針

(1)

(2)

2 処遇方針

(1)

(2)

3 日課、週間予定

4 年間予定

5 健康管理

6 防災計画

7 職員名簿

別記のとおり

資金収支予算明細書(平成 年度)

(自) 法人 設立日 (至) 平成〇〇年3月31日

社会福祉法人名 〇〇会

(単位 円)

勘定科目	サービス区分							合計	内部取引消去	事業区分合計
	本部	特養事業	短期入所事業	デイサービス事業	宅介護支援事業	訪問看護事業	〇〇事業			
介護保険事業収入 施設介護料収入 介護報酬収入 利用者負担金収入(公費) 利用者負担金収入(一般) 居宅介護料収入 (介護報酬収入) 介護報酬収入 介護予防報酬収入 (利用者負担金収入) 介護負担金収入(公費) 介護負担金収入(一般) 介護予防負担金収入(公費) 介護予防負担金収入(一般) 地域密着型介護料収入 (介護報酬収入) 介護報酬収入 介護予防報酬収入 (利用者負担金収入) 介護負担金収入(公費) 介護負担金収入(一般) 介護予防負担金収入(公費) 介護予防負担金収入(一般) 居宅介護支援介護料収入 居宅介護支援介護料収入 介護予防支援介護料収入 介護予防・日常生活支援総合事業収入 事業費収入 事業負担金収入(公費) 事業負担金収入(一般) 利用者等利用料収入 施設サービス利用料収入 居宅介護サービス利用料収入 地域密着型介護サービス利用料収入 食費収入(公費) 食費収入(一般) 食費収入(特定) 居住費収入(公費) 居住費収入(一般) 居住費収入(特定) 介護予防・日常生活支援総合事業利用料収入 その他の利用料収入 その他の事業収入 補助金事業収入(公費) 補助金事業収入(一般) 市町村特別事業収入(公費) 市町村特別事業収入(一般) 受託事業収入(公費) 受託事業収入(一般) その他の事業収入 (保険等査定減) 老人福祉事業収入 措置事業収入 事務費収入 事業費収入 その他の利用料収入 その他の事業収入 運営事業収入 管理費収入 その他の利用料収入 補助金事業収入(公費) 補助金事業収入(一般) その他の事業収入 その他の事業収入 管理費収入 その他の利用料収入 その他の事業収入 医療事業収入 訪問看護療養費収入(公費) 訪問看護療養費収入(一般) 訪問看護利用料収入 訪問看護基本利用料収入 訪問看護その他の利用料収入 その他の医療事業収入 その他の医療事業収入 (保険等査定減) 〇〇事業収入 〇〇事業収入 その他の事業収入 補助金事業収入(公費) 補助金事業収入(一般) 受託事業収入(公費) 受託事業収入(一般) その他の事業収入 〇〇収入 〇〇収入 借入金利息補助金収入 経常経費寄附金収入 振替利息戻当金収入 その他の収入 受入研修費収入 利用者等外給食費収入 雑収入 流動資産評価益等による資金増加額 有価証券売却益 有価証券評価益 為替差益 事業活動収入計(1)										

勘定科目	サービス区分							合計	内部取引消去	事業区分合計
	本部	特委事業	短期入所事業	サービス事業	宅介護支援事業	訪問看護事業	〇〇事業			
人件費支出 役員報酬支出 職員給料支出 職員賞与支出 非常勤職員給与支出 派遣職員費支出 退職給付支出 法定福利費支出 事業費支出 給食費支出 介護用品費支出 医薬品費支出 診療・検査等材料費支出 保健衛生費支出 医療費支出 被服費支出 教養娯楽費支出 日用品費支出 保育材料費支出 本人支給金支出 水道光熱費支出 燃料費支出 消耗器具備品費支出 保険料支出 賃借料支出 教育指導費支出 報酬支戻費支出 雑費支出 車両費支出 管理費返還支出 〇〇費支出 雑支出 事務費支出 福利厚生費支出 職員被服費支出 旅費交通費支出 研修研究費支出 事務消耗品費支出 印刷製本費支出 水道光熱費支出 燃料費支出 修繕費支出 通信運搬費支出 会議費支出 広報費支出 業務委託費支出 手数料支出 保険料支出 賃借料支出 土地・建物賃借料支出 租税公課支出(固定資産税) 保守料支出 渉外費支出 雑費支出 〇〇費支出 雑支出 〇〇支出 利用者負担軽減額 支払利息支出 その他の支出 利用者等外給食費支出 雑支出 流動資産評価損等による資金減少額 有価証券売却損 資産評価損 有価証券評価損 〇〇評価損 為替差損 徴収不能額 事業活動支出計(2) 事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)										

勘定科目	サービス区分						合計	内部取引消去	事業区分合計
	本部	特養事業	短期入所事業	サービス事業 サービス事業 介護支援事業	訪問看護事業	〇〇事業			
施設整備等による収入	施設整備等補助金収入								
	施設整備等補助金収入								
	設備資金借入金元金償還補助金収入								
	施設整備等寄附金収入								
	施設整備等寄附金収入								
	設備資金借入金元金償還寄附金収入								
	設備資金借入金収入								
	固定資産売却収入								
	車輛運搬具売却収入								
	器具及び備品売却収入								
〇〇売却収入									
その他の施設整備等による収入									
〇〇収入									
施設整備等収入計(4)									
施設整備等による支出	設備資金借入金元金償還支出								
	固定資産取得支出								
	土地取得支出								
	建物取得支出								
	車輛運搬具取得支出								
	建物付属設備取得支出								
	構築物取得支出								
	固定資産売却・廃棄支出								
	ファイナンス・リース債務の返済支出								
	その他の施設整備等による支出								
〇〇支出									
施設整備等支出計(5)									
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)									
その他の活動による収入	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入								
	長期運営資金借入金収入								
	長期貸付金回収収入								
	投資有価証券売却収入								
	積立資産取崩収入								
	退職給付引当資産取崩収入								
	長期預り金積立資産取崩収入								
	〇〇積立資産取崩収入								
	事業区分間長期借入金収入								
	拠点区分間長期借入金収入								
事業区分間長期貸付金回収収入									
拠点区分間長期貸付金回収収入									
事業区分間繰入金収入									
拠点区分間繰入金収入									
その他の活動による収入									
〇〇収入									
その他の活動収入計(7)									
その他の活動による支出	長期運営資金借入金元金償還支出								
	長期貸付金支出								
	投資有価証券取得支出								
	積立資産支出								
	退職給付引当資産支出								
	長期預り金積立資産支出								
	〇〇積立資産支出								
	事業区分間長期貸付金支出								
	拠点区分間長期貸付金支出								
	事業区分間長期借入金返済支出								
拠点区分間長期借入金返済支出									
事業区分間繰入金支出									
拠点区分間繰入金支出									
その他の活動による支出									
〇〇支出									
その他の活動支出計(7)									
その他の活動資金収支差額(8)=(7)-(8)									
予備費支出(10)									
当期資金収支差額(11)=(9)+(6)+(8)-(10)									
前期末支払資金残高(12)									
当期末支払資金残高(11)+(12)									

設立者及び役員(理事・監事)就任予定者一覧表

役職名	氏名	生年月日	年齢	住所	現職または職歴 (選任区分の参考となる職歴)	法令等に定める要件の充足状況							
						親族その他特殊関係人の有無	社会福祉法第40条第1項等に定める欠格事項該当の有無	理事	監事				
理事長								事業経営識見	地域福祉関係	管理者	事業識見	財務管理識見	親族その他特殊関係人が及びその者の関係の氏名
理事													
理事													
理事													
理事													
理事													
監事													
監事													

設立者及び役員(理事・監事)就任予定者一覧表

記入例

役職名	氏名	生年月日	年齢	住所	現職または職歴 (選任区分の参考となる職歴)	法令等に定める要件の充足状況					親族その他特殊関係人の有無	社会福祉法第40条第1項等に定める欠格事項の有無	選任区分(該当に○)				及有親 及びの族 その場 の者、 その他 の者、 特殊 関係 の氏 名が
						事業経営識見	地域福祉関係	管理者	事業識見	監事			財務管理識見				
理事長	奈良 太郎	昭和22年2月10日	64	奈良県○○郡○○町 ●●丁目●●番●●号	社会福祉法人×× 理事	○					有	無				奈良花子 自身の配偶者	
理事	奈良 花子	昭和25年3月28日	61	奈良県○○郡○○町 ●●丁目●●番●●号	無職						有	無				奈良太郎 自身の配偶者	
理事	●● ●●	昭和49年12月10日	37	奈良県○○郡○○町 ●●丁目●●番●●号	特別養護老人ホーム ○○園施設長				○		無	無					
理事	山田 次郎	昭和24年10月1日	62	奈良県○○郡○○町 ●●丁目●●番●●号	株式会社×× 代表取締役						有	無				佐藤三郎 自身が役員である会社の社員	
理事	佐藤 三郎	昭和48年8月16日	38	奈良県○○郡○○町 ●●丁目●●番●●号	株式会社×× 社員						有	無				山田次郎 自身が社員である会社の役員	
理事	●● ●●	昭和16年3月28日	70	奈良県○○郡○○町 ●●丁目●●番●●号	民生・児童委員 (○○町)				○		無	無					
																	役員は、定款で定める 特殊関係人の制限内になって
監事	●● ●●	昭和36年11月9日	50	奈良県○○郡○○町 ●●丁目●●番●●号	公認会計士						無	無					○
監事	●● ●●	昭和40年1月3日	46	奈良県○○郡○○町 ●●丁目●●番●●号	弁護士						無	無					○

役員の住所・氏名・生年月日は、印鑑登録証明書や履歴書と一致しているか確認してください。

役員の職歴欄が、役員選任区分を判断できる内容になっているか。その内容が、履歴書と一致しているか確認してください。

役員は、各選任区分に該当する者がそれぞれ区分につき1人以上含まれているか確認してください。

評議員就任予定者一覧表

役職名	氏名	生年月日	年齢	住所	現職 (選任区分の参考となる職歴)	法令等に定める要件の充足状況		
						社会福祉法第40条 第1項等に定める 格事項該当の有無	親族その他 の有無	親族その他 特有の 関係の有無
評議員								
評議員								
評議員								
評議員								
評議員								
評議員								
評議員								

評議員就任予定者一覧表

評議員の住所・氏名・生年月日は、印鑑登録証明書や履歴書と一致しているか確認してください。

役職名	氏名	生年月日	年齢	住所	現職 (選任区分の参考となる職歴)	法令等に定める要件の充足状況		
						社会福祉法第14条第1項等該当の有無	親族その他特殊関係の有無	本人親族の氏名及び関係の有無
評議員	●●●●	昭和22年12月10日	69	奈良県●●●●郡●●●●町●●●●番●●●●号	社会福祉法人△△△△理事	無	無	無
評議員	●●●●	昭和14年3月28日	77	奈良県●●●●郡●●●●町●●●●番●●●●号	民生・児童委員(〇〇町)	無	無	無
評議員	●●●●	昭和45年2月10日	46	奈良県●●●●郡●●●●町●●●●番●●●●号	特別養護老人ホーム〇〇園施設長	無	無	無
評議員	畝傍 一郎	昭和34年9月19日	57	奈良県●●●●郡●●●●町●●●●番●●●●号	株式会社△△△△代表取締役	無	有	生駒和子 自身が役員である会社の社員
評議員	生駒 和子	昭和55年3月6日	36	奈良県●●●●郡●●●●町●●●●番●●●●号	株式会社△△△△社員	無	有	畝傍一郎 自身が社員である会社の役員
評議員	●●●●	昭和24年11月12日	67	奈良県●●●●郡●●●●町●●●●番●●●●号	医師	無	無	無
評議員	●●●●	昭和41年3月2日	50	奈良県●●●●郡●●●●町●●●●番●●●●号	利用者家族	無	無	無

評議員の構成は、定款で定める特殊関係人の制限内になっているか確認してください。

委 任 状		
住所		
氏名		
上記の者を社会福祉法人〇〇会設立代表者として、同法人の設立に関し必要な一切の権限を委任します。（注1）		
平成 年 月 日		
社会福祉法人〇〇〇〇会設立発起人（注2）		
住所		
氏名	実印	

注1 設立代表者が贈与契約の当事者（寄附者）となる場合は、次のとおりとすること。

上記の者を社会福祉法人〇〇会の設立代表者として、同法人の設立に関し必要な権限のうち、〇〇〇〇<設立代表者氏名>の贈与契約（注3）に係る事項を除く外一切の権限を委任します。

注2 設立代表者を除く発起人全員が連名で委任することとしてもよい。

注3 贈与契約以外にも地上権設定契約等の案件がある場合は適当な文書に書き換えること。

委 任 状		
住所		
氏名		
上記の者に、社会福祉法人〇〇会と〇〇〇〇<設立代表者氏名>との贈与契約（注1）に係る権限を委任します。		
平成 年 月 日		
社会福祉法人〇〇会設立発起人（注2）		
住所		
氏名		実印

注1 贈与契約以外にも地上権設定契約等の案件がある場合は適当な文書に書き換えること。

注2 設立代表者の代理人を除く発起人全員（設立代表者も含む。）が連名で委任することとしてもよい。

参考様式9 就任承諾書

理事（注1）就任承諾書

社会福祉法人〇〇〇会理事（注1）に就任することを承諾します。

平成 年 月 日（注2）

住所

氏名

実印

社会福祉法人〇〇〇会

設立代表者 〇〇 〇〇 様

注1 監事の場合は「監事就任承諾書」、評議員の場合は「評議員就任承諾書」として作成すること。

注2 設立代表者に権限を委任した日付以降で、法人設立認可申請年月日以前の日付とすること。

宣 誓 書			
私儀、社会福祉法人〇〇〇会の ことを宣誓します。	理事 監事	就任にあたり、次の各号に該当していない	
1 社会福祉法第44条第1項において準用する社会福祉法第40条第1項各号			
2 破産手続開始の決定（破産法第30条第1項）			
平成 年 月 日			
住 所			
氏 名			印
社会福祉法人 〇〇〇会			
設立代表者 〇〇 〇〇 様			

注1 役員就任時（重任含む）に、この様式により宣誓を行ってください。

注2 宣誓書のあて先は、当該法人の設立代表者（重任時：理事長）あてです。

注3 氏名は自署し、押印してください。

社会福祉法第40条第1項

- 一 法人
- 二 成年被後見人又は被保佐人
- 三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 四 前号に該当する者を除くほか、禁錮（こ）以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 五 第56条第8項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

破産法第30条第1項

裁判所は、破産手続開始の申立てがあった場合において、破産手続開始の原因となる事実があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、破産手続開始の決定をする。

- 一 破産手続の費用の予納がないとき（第23条第1項前段の規定によりその費用を仮に国庫から支弁する場合を除く。）。
- 二 不当な目的で破産手続開始の申立てがされたとき、その他申立てが誠実にされたものでないとき。

宣 誓 書

私儀、社会福祉法人〇〇〇会の評議員就任にあたり、次の各号に該当していないことを宣誓します。

- 1 社会福祉法第40条第1項各号
- 2 破産手続開始の決定（破産法第30条第1項）

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印

社会福祉法人 〇〇〇会

設立代表者 〇〇 〇〇 様

- 注1 評議員就任時（重任含む）に、この様式により宣誓を行ってください。
注2 宣誓書のあて先は、当該法人の設立代表者（重任時：理事長）あてです。
注3 氏名は自署し、押印してください。

社会福祉法第40条第1項

- 一 法人
- 二 成年被後見人又は被保佐人
- 三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 四 前号に該当する者を除くほか、禁錮（こ）以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 五 第56条第8項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

破産法第30条第1項

裁判所は、破産手続開始の申立てがあった場合において、破産手続開始の原因となる事実があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、破産手続開始の決定をする。

- 一 破産手続の費用の予納がないとき（第23条第1項前段の規定によりその費用を仮に国庫から支弁する場合を除く。）。
- 二 不当な目的で破産手続開始の申立てがされたとき、その他申立てが誠実にされたものでないとき。

宣 誓 書

私儀、社会福祉法人〇〇〇会の理事就任にあたり、次の各号に該当していないことを宣誓します。

- 1 次の理事と法令に定める親族関係にある者
- 2 次の理事とまだ婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者
- 3 次の理事に雇用されている者
- 4 2、3に掲げる者以外の者であって、次の理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- 5 3、4に掲げる者の配偶者
- 6 2から4に掲げる者の親族であって、これらの者と生計を一にする者
- 7 次の理事が役員（※）となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員又は職員
（※ 業務を執行する社員を含む。）
- 8 次に掲げる同一の団体の職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）
国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、
特殊法人又は認可法人

理事 ○○ ○○
理事 ○○ ○○
理事 ○○ ○○
理事 ○○ ○○
理事 ○○ ○○

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印

社会福祉法人 〇〇〇会

設立代表者 ○○ ○○ 様

注 1 就任時（重任含む）に、この様式により宣誓を行ってください。

注 2 「〇〇 ○〇」には、当該宣誓者との関係が、1～8のいずれにも該当しない者（本人を除く）を記載すること。

注 3 宣誓書のあて先は当該法人の設立代表者（重任時：理事長）あてです。

注 4 氏名は自署し、押印してください。

宣 誓 書

私儀、社会福祉法人〇〇〇会の監事就任にあたり、次の各号に該当していないことを宣誓します。

- 1 次の理事及び監事と法令に定める親族関係にある者
- 2 次の理事及び監事とまだ婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者
- 3 次の理事及び監事に雇用されている者
- 4 2、3に掲げる者以外の者であって、次の理事及び監事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- 5 3、4に掲げる者の配偶者
- 6 2から4に掲げる者の親族であって、これらの者と生計を一にする者
- 7 次の理事が役員（※）となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員（※）又は職員（※ 業務を執行する社員を含む。）
- 8 次の監事が役員となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員又は職員
- 9 支配している他の社会福祉法人の理事又は職員
※ 支配している他の社会福祉法人とは、当該社会福祉法人の理事及び監事又は評議員で、評議員の総数の過半数を占めている他の社会福祉法人をいう。
- 10 次に掲げる団体の職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）
国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人

理事 ○○ ○○ 監事 ○○ ○○
理事 ○○ ○○

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印

社会福祉法人 〇〇〇会

設立代表者 ○○ ○○ 様

- 注 1 就任時（重任含む）に、この様式により宣誓を行ってください。
- 注 2 「○○ ○○」には、当該宣誓者との関係が、1～10のいずれにも該当しない者（本人を除く）を記載すること。
- 注 3 宣誓書のあて先は当該法人の設立代表者（重任時：理事長）あてです。
- 注 4 氏名は自署し、押印してください。

宣 誓 書

私儀、社会福祉法人〇〇〇会の評議員就任にあたり、次の各号に該当していないことを宣誓します。

- 1 次の評議員又は理事及び監事と法令に定める親族関係にある者
- 2 次の評議員又は理事及び監事とまだ婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者
- 3 次の評議員又は理事及び監事に雇用されている者
- 4 2、3に掲げる者以外の者であって、次の評議員又は理事及び監事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- 5 3、4に掲げる者の配偶者
- 6 2から4に掲げる者の親族であって、これらの者と生計を一にする者
- 7 次の評議員が役員（※）となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員（※）又は職員（※ 業務を執行する社員を含む。）
- 8 次の理事及び監事が役員（※）となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員（※）又は職員（※ 業務を執行する社員を含む。）
- 9 支配している他の社会福祉法人の理事及び監事又は職員
 ※ 支配している他の社会福祉法人とは、当該社会福祉法人の理事及び監事又は評議員で、評議員の総数の過半数を占めている他の社会福祉法人をいう。
- 10 次に掲げる団体の職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）
 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人

理事	〇〇	〇〇	監事	〇〇	〇〇	評議員	〇〇	〇〇
理事	〇〇	〇〇	監事	〇〇	〇〇	評議員	〇〇	〇〇
理事	〇〇	〇〇				評議員	〇〇	〇〇
理事	〇〇	〇〇				評議員	〇〇	〇〇
理事	〇〇	〇〇				評議員	〇〇	〇〇
理事	〇〇	〇〇				評議員	〇〇	〇〇

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印

社会福祉法人 〇〇〇会

設立代表者 〇〇 〇〇 様

注 1 就任時（重任含む）に、この様式により宣誓を行ってください。

注 2 「〇〇 〇〇」には、当該宣誓者との関係が、1～10のいずれにも該当しない者（本人を除く）を記載すること。

注 3 宣誓書のおて先は当該法人の設立代表者（重任時：理事長）あてです。

注 4 氏名は自署し、押印してください。

施設建設計画書

社会福祉法人〇〇〇会

- 1 施設名
- 2 経営主体
- 3 設置場所
- 4 定員
- 5 敷地面積
- 6 規模及び構造

1階床面積	m ²
2階床面積	m ²
- 7 配置図及び平面図 別紙のとおり
- 8 施設整備資金計画

(1) 収入	円	
国・県補助金		円
〇〇(市町村)補助金		円
独立行政法人福祉医療機構借入金		円
自己資金		円
(2) 支出	円	
敷地造成工事費		円
建設主体工事費		円
付帯設備工事費		円
初度調弁費		円
設計管理費		円
- 9 工事予定期間

(1) 着工年月日	平成	年	月	日
(2) 竣工年月日	平成	年	月	日
- 10 施設事業開始予定年月日

平成	年	月	日
----	---	---	---

参考様式 13 借入金償還計画等一覧表

借入金償還計画等一覧表

(単位：千円)

法人名		施設名									
借入先A		借入額			試算金利			左記償還財源			
借入先B		借入額			試算金利			介護保 険及び 利用料			
年 度	償 還 額 A			償 還 額 B			計 (A+B)			計	
	元金	利息	計	元金	利息	計	元金	利息	計		
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28											
29											
30											
計											

※利息については、千円未満を四捨五入して計上すること。(合計が一致するよう端数処理に留意すること。)

償 還 金 贈 与 契 約 書

〇〇〇〇（以下「甲」という。）と社会福祉法人〇〇〇会設立代表者〇〇〇〇
（以下「乙」という。）と〇〇〇〇（以下「丙」という。）は、次のとおり贈与契約を締結する。

第1条 甲は、社会福祉法人〇〇〇会の設立が認可されたときは、同法人の独立行政法人福祉医療機構から借入金の償還財源として、総額金〇〇〇〇〇円を別記のとおり同法人に贈与することを約し、乙はこれを承諾した。

第2条 甲は、前条による贈与を毎年〇〇月末日までに行わなければならない。

第3条 甲が、第1条による贈与を履行できないときは、又はできなくなったときは、丙がその贈与を代替し又は残余の贈与を承継して行う。

第4条 丙は、第3条による贈与の承継を履行できなくなったときは、あらかじめ乙の承諾を得なければならない。

第5条 この契約に定めていない事項については、甲、乙及び丙は、誠意をもって協議のうえ決定するものとする。

上記契約を証するため、同文を3通を作成し、甲、乙及び丙署名捺印のうえ各1通を所持する。

平成 年 月 日

甲 住所

氏名

実印

乙 住所

社会福祉法人〇〇〇会設立代表者

氏名

実印

丙 住所

氏名

実印

別記

回	贈与年次	贈与金額 (円)	回	贈与年次	贈与金額 (円)
1	平成〇〇年		1 1	平成〇〇年	
2	平成〇〇年		1 2	平成〇〇年	
3	平成〇〇年		1 3	平成〇〇年	
4	平成〇〇年		1 4	平成〇〇年	
5	平成〇〇年		1 5	平成〇〇年	
6	平成〇〇年		1 6	平成〇〇年	
7	平成〇〇年		1 7	平成〇〇年	
8	平成〇〇年		1 8	平成〇〇年	
9	平成〇〇年		1 9	平成〇〇年	
1 0	平成〇〇年		2 0	平成〇〇年	
				総 額	

注1 法人設立認可申請書には契約書原本の写しを添付すること。契約書の原本は関係者がそれぞれ保管すること。

注2 独立行政法人福祉医療機構以外の金融機関からの借入を行うときは当該金融機関名称を記入すること。

注3 代表者が贈与する場合は、特別代理人を選任し契約すること。

基本財産編入誓約書

このたび、社会福祉法人〇〇会が設置経営する〇〇〇〇施設〇〇園の建物については、完成後速やかに基本財産に編入することを誓約いたします。

平成 年 月 日

社会福祉法人〇〇〇会

設立代表者 〇〇〇〇 実印

奈良県知事 殿

施設長就任承諾書

社会福祉法人〇〇〇〇会が設置経営する〇〇〇〇園の施設長に就任することを承諾いたします。

なお、施設長に就任するにあたっては、この職務に専念することを誓います。

平成 年 月 日

住所

氏名

印

社会福祉法人〇〇〇〇会

設立代表者 〇〇〇〇殿

第〇回 社会福祉法人〇〇会設立発起人会議事録

- 1 日時
- 2 場所
- 3 出席者 設立発起人

以上 計 名

4 議長の選任

5 議案及び議事の顛末

第1号議案 社会福祉法人〇〇会の設立について

第2号議案

：

：

第△号議案 議事録署名人について

議長より議事録署名人を指名したい旨を述べたところ、全員異議なく賛成したので、議長は下記兩名を議事録署名人として指名した。

□□□□ ◇◇◇◇

この議事録の正確を期するため、次のとおり署名する。

平成 年 月 日

設立発起人会議長

印

議事録署名人

印

議事録署名人

印

VI. 法人認可後の運営

法人運営にあたっては、以下の項目1～13について再度確認してください。

1. 定款

定款は、厚生労働省通知により示されている定款例を基に作成してください。

(障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号平成12年12月1日付け「社会福祉法人の認可について(通知)」)

定款の記載内容は、当該定款例の文言に拘束されるものではありませんが、社会福祉法第31条第1項各号に掲げる事項等については、必ず定款に記載しなければならず、このほかに定款に定めがなければ効力を生じない事項もありますので、留意する必要があります。

また、定款変更を行う場合は、評議員会の議決を得て、所轄庁の認可又は所轄庁への届出が必要です。

2. 諸規程等

次の諸規程や協定を整備し、法令に基づき備え付けや監督機関への届出が必要です。

- (1) 施設又は事業の運営に係る基準を定める条例による規程
運営規程ほか
- (2) 使用者として必要な労働条件等に関する規程
就業規則、給与規程ほか
- (3) 会計経理に関する規程
経理規程ほか

3. 評議員会

評議員会は、毎会計年度の終了後一定の時期に定時評議員会を開催する必要があり、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議(①評議員会の日時及び場所、②議題、③議案)に基づき理事長が招集します。

また、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数の出席が必

要であり、議決権の行使については、書面又は電磁的方法による議決権の行使や代理人又は持ち回りによる議決権の行使は認められません。

評議員会の決議事項は、社会福祉法に規定する事項及び定款で定めた事項に限定され、あらかじめ招集通知で定められた議題以外の事項を決議することはできません。

ただし、評議員は、理事に対して一定の事項を議題とすることを請求すること、評議員会の場において、議題の範囲内で議案を提案すること、理事に対し、議題及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することなどができます。

4. 理事会

理事会は、すべての理事をもって構成し、理事会の招集権限は、原則として各理事にあります。ただし、定款の定めなどにより、特定の理事（理事長など）を招集権者と定めることができます。

この場合、招集権者以外の理事は、招集権者に対して、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができます。

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の出席が必要であるほかに監事にも出席義務があります。

理事会における議決権の行使については、書面又は電磁的方法による議決権の行使や持ち回りによる議決権の行使は認められません。

理事会は、法人の業務執行に係る事項を議決しますが、日常の業務として理事長又は業務執行理事に権限を委任した事項については、定款で定める期間ごとに報告を受けなければなりません。

5. 内部管理体制

一定の事業規模を超える法人は、法人のガバナンスを確保するために、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適性を確保するために必要な体制（内部管理体制）の整備が必要です。

法人においては、内部管理状況を確認し、取り組むべき内容を基本方針として理事会で決定し、必要な規程の策定や見直しを行います。

内部管理体制の内容については、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制のほか次のとおりです。

- ① 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ③ 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ④ 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ⑤ 監事はその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
- ⑥ ⑤の職員の理事からの独立性に関する事項
- ⑦ 監事の⑤の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ⑧ 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
- ⑨ ⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ⑩ 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ⑪ その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

また、一定の事業規模を超える法人とは、会計監査人設置義務対象法人と同様です。

6. 監事監査

監事は、法人の業務監督及び会計監査を行います。

このため、監事は理事会に出席し、理事会の議論を把握し、理事の業務執行の監督を行います。また、計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに財産目録について監査を行い、その報告書を作成します。【参考：資料5・資料6参照】

会計監査人を置く場合は、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性について報告することをもって、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録に対する監査報告に代えることができます。

7. 会計監査人

会計監査人の選任に当たっては、社会福祉法人の契約行為における透明性を踏まえ、専任委員会などにより選定してください。複数の会計監査人候補者から提案書等入手し、法人において作成した選定基準に基づき、提案内容について比較検討の上、選定する必要があり、価格のみで選定することのないようにしてください。

会計監査人を設置しない法人においても、財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援について、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人を活用することが望ましいとされています。

8. 役員等の報酬基準

評議員の報酬等は定款で定めなければなりません。無報酬の場合であっても、その旨定めてください。

理事及び監事の報酬等については、定款に定めがない場合は、評議員会の決議により定めます。

会計監査人の報酬等については、監事の過半数の同意を得なければなりません。

報酬等の支給の基準は、次の①から④までとし、評議員会の承認を受けるとともに、公表しなければなりません。

- ① 役員等の勤務形態に応じた報酬等の区分
- ② 報酬等の金額の算定方法
- ③ 支給の方法
- ④ 支給の形態

9. 情報開示・届出

法人は、計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに監査報告（会計監査報告を含みます。）を定時評議員会の日の2週間前の日から5年間主たる事務所に備え置かなければなりません。

また、財産目録、役員等名簿、報酬等の支給基準及び事業の概要等については、法人成立の日の属する会計年度にあってはその日以後遅滞なく、以降は毎会計年度終了後3ヶ月以内に作成し、主たる事務所に5年間備え置かなければなりません。（定款）

これらの書類は、毎会計年度終了後3ヶ月以内に、所轄庁に届け出なければなりません。このほか、インターネットにより公表を義務づけられている書類は、次のとおりです。

- ① 定款
- ② 報酬等の支給基準
- ③ 計算書類
- ④ 役員等名簿及び現況報告書

10. 会計経理

(1) 管理体制

法人における予算の執行及び資金等の管理に関して、経理規程に基づき、運営管理責任者として、理事長が会計責任者を任命しなければなりません。

会計責任者は取引の遂行、資産の管理及び帳簿その他の証憑書類の保存等会計処理に関する事務を行い、又は理事長の任命する出納職員にこれらの事務を行わせることなどを明確にしておかなければなりません。(会計責任者と出納職員の兼務は避けること、通帳と印鑑の保管責任者を分けることなど)

施設利用者から預かる金銭等は、法人に係る会計とは別途管理するものとし、内部牽制に配慮し、個人毎に適正な出納管理を行う必要があります。

(2) 会計年度

法人の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までです。

(3) 予算

法人は、年度単位の事業計画をもとに資金収支予算書を作成します。資金収支予算書は、拠点区分ごとに収入支出予算を編成してください。

すべての収入及び支出について予算を編成し、予算に基づいて事業活動を行います。年度途中で予算との乖離等が見込まれる場合は、軽微な範囲にとどまる場合を除き、補正予算を編成します。

(4) 決算

決算に際しては、毎会計年度終了後3ヶ月以内に、計算書類(資金収支計算書、事業活動計算書及び貸借対照表)及びその附属明細書並びに財産目録を作成します。

(5) 事業区分と拠点区分

社会福祉法人の実施する事業が、社会福祉事業、公益事業、及び収益事業のいずれかであるかにより、事業区分を設定します。

拠点区分は、一体として運営される施設、事業所又は事務所をもって1つの拠点区分とします。公益事業(社会福祉事業を一体的に実施されるものは除きます。)又は収益事業を実施する場合、これらは別の拠点区分とします。

(6) サービス区分

拠点区分において実施する複数の事業(介護保険サービス、障害福祉サービス、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業)について、当該事業の会計とその他の事

業の会計を区分します。他の事業については、法人の定款の定める事業ごとに区分します。

11. 登記

登記事項は、次のとおりです。

①目的及び業務 ②名称 ③事務所の所在場所 ④代表権を有する者の氏名、住所及び資格 ⑤存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由 ⑥資産の総額

①～⑤について（変更時）	2週間以内
⑥について	毎会計年度終了後3ヶ月以内

12. 第三者評価

社会福祉事業の経営者は、自らその提供するサービスの質の評価その他の措置を講ずることにより、利用者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければなりません。（社会福祉法第78条第1項）

認証機関による福祉サービス第三者評価を受けることは、個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけることを目的とするもので、その結果が公表されることにより、利用者の適切なサービス選択に資するための情報となるものです。

実施しないことが法令等に違反するものではありませんが、適切なサービスを提供するための取組として積極的に行うべきものといえます。

13. 苦情解決の取り組み

社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければなりません。（社会福祉法第82条）

苦情解決の体制として、次の①～③を整備する必要があります。

- ① 苦情解決の責任主体を明確にするために苦情解決責任者の設置(施設長又は理事が適当です。)
- ② 職員の中から苦情受付担当者を任命
- ③ 第三者委員の設置(第三者委員には、苦情解決を円滑・円満に図ることができる者、世間からの信頼性を有する者であることが求められ、社会福祉士、民生委員・児童委員、大学教授、弁護士などが想定されています。法人の関係者としては、評議員や監事等が適当です。)

苦情解決の手順は、次のとおりです。

- ① 苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員の氏名・連絡先や、苦情解決の仕組みについて、施設内への掲示、パンフレットの配布等により利用者に周知
- ② 苦情受付担当者又は第三者委員による利用者等からの苦情受付、苦情の受付内容と対応方法の記録
- ③ 受け付けた苦情の苦情解決責任者及び第三者委員への報告
- ④ 苦情解決責任者による苦情申出人との話し合いによる解決(必要に応じて第三者委員に助言を求める。)
- ⑤ ④で解決できない場合は、第三者委員の立ち会い
- ⑥ 「事業報告書」や『広報誌』等実績を公表(個人情報に関するものを除く。)

14. 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域に関する施設の立地場所の確認

社会福祉施設を設置する場合は、当該施設が市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設であるかどうか確認する必要があります。施設が浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内であった場合、管理者等は非常災害対策計画に加え、避難確保計画を作成し、避難訓練を実施しなければなりません。

【担当課一覧】

事業内容等	担当課	連絡先
社会福祉協議会	地域福祉課 地域福祉推進係	0742-27-8503
共同募金会 いのちの電話	地域福祉課 総務・援護係	0742-27-8509
生活保護施設	地域福祉課 保護係	0742-27-8503
障害者(児)福祉施設	障害福祉課 総務・施設係	0742-27-8922
老人福祉施設 介護老人保健施設	介護福祉課 施設整備係	0742-27-8534
精神障害者施設	疾病対策課 精神保健係	0742-27-8683
保育所 認定こども園	子育て支援課 保育係	0742-27-8604
母子生活支援施設	こども家庭課 家庭福祉係	0742-27-8678
乳児院 児童養護施設	こども家庭課 児童虐待対策係	0742-27-8605

○社会福祉法人審査基準（社会福祉法人の認可について 通知中 別紙 1）

（平成 12 年 12 月 1 日（最終改正：平成 28 年 11 月 11 日）

（／障第 890 号／社援第 2618 号／老発第 794 号／児発第 908 号）

（各都道府県知事、各指定都市市長、各中核市市長宛て 厚生省大臣官房障害保健福祉部長、
厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長、厚生省児童家庭局長通知中
別紙 1）

第 1 社会福祉法人の行う事業

社会福祉法人（以下「法人」という。）は、社会福祉事業の主たる担い手として、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）に規定する法第 24 条の経営の原則に基づき社会福祉事業を行うほか、必要に応じ公益事業又は収益事業を行うことができるが、各事業は、次のようなものでなければならないこと。

なお、法人は、法第 4 条の趣旨を踏まえ、地域福祉の推進に努める使命を有していること、また、法第 24 条第 2 項の趣旨を踏まえ、地域における様々な福祉ニーズにきめ細かく柔軟に対応するとともに、既存の制度による支援や市場でのサービス供給では対応できない事業の実施などを社会福祉事業の支障のない範囲において積極的に取り組んでいくことが求められるものであること。

1 社会福祉事業

- （1）当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものであること。
- （2）社会福祉事業の経営は、法第 3 条、第 4 条及び第 5 条の趣旨を尊重し、法第 6 1 条の事業経営の準則に合致するものであること。
- （3）社会福祉事業は、法令に基づく施設の最低基準その他の要件を満たしているものであること。
- （4）社会福祉事業に必要な財源の大半を収益事業に求めるような計画の下に行われるものであってはならないこと。
- （5）法第 2 条第 3 項第 9 号に規定する「生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業」は、社会情勢等の変化に伴い、必要性が薄らいでいるので、新規に行うものについては抑制を図るものであること。

また、既に設立されている法人がこの事業を行っている場合についても、当該事業の規模を拡充することは地域の実情等を踏まえ、基本的に抑制を図ることとするものであること。

なお、平成 13 年 7 月 23 日社援発第 1276 号社会・援護局長通知「社会福祉法第 2 条第 3 項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業について」に基づいて無料又は低額な料金で診療を行う事業を営む法人については、同通知に定める基準を厳格に遵守することを求めるとともに、

この事業を継続することが困難であると認められる法人については、他の法人への切換えを指導すること。

- (6) 第二種社会福祉事業である相談に応ずる事業のみをもって法人の設立を認めることは、公的相談機関の整備充実の状況を考慮しつつ、財政基盤、事業従事者の資質、事業実績等を十分に審査し、慎重に取り扱うものとする。
- (7) 第二種社会福祉事業である社会福祉事業の連絡を行う事業のみをもって法人の設立を認めることは、社会福祉協議会制度の趣旨及び全国的普及の状況等を考慮して、慎重に取り扱うものとする。

2 公益事業

- (1) 公益を目的とする事業であって、社会福祉事業以外の事業であること。
- (2) 公益事業には、例えば次のような事業が含まれること（社会福祉事業であるものを除く）。
 - ア 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業
 - イ 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等（以下「入浴等」という。）を支援する事業
 - ウ 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業
 - エ 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業
 - オ 入所施設からの退院・退所を支援する事業
 - カ 子育て支援に関する事業
 - キ 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業
 - ク ボランティアの育成に関する事業
 - ケ 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等）
 - コ 社会福祉に関する調査研究等
- (3) 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。
- (4) 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であること。
- (5) 社会通念上は公益性が認められるものであっても社会福祉と全く関係のないものを行うことは認められないこと。

- (6) 公益事業において剰余金を生じたときは、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業に充てること。

3 収益事業

- (1) 法人が行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。以下（3）において同じ。）の財源に充てるため、一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のものであること。
- (2) 事業の種類については、特別の制限はないが、法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの又は投機的なものは適当でないこと。なお、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第13号にいう収益事業の範囲に含まれない事業であっても、法人の定款上は収益事業として扱う場合もあること。
- (3) 当該事業から生じた収益は、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業の経営に充当すること。
- (4) 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。
- (5) 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であり、社会福祉事業を超える規模の収益事業を行うことは認められないこと。
- (6) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第14条に基づく資金の貸付を受けて行う、同法施行令（昭和39年政令第224号）第6条第1項各号に掲げる事業については、（3）は適用されないものであること。

第2 法人の資産

1 資産の所有等

(1) 原則

法人は、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有していること、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。

なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部（社会福祉施設を経営する法人の場合には、土地）に限り国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていることとして差し支えないこととするが、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならないこと。

(2) 特例

ア 特別養護老人ホームを設置する場合

これについては、「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」（平成12年8月22日社援第1896号・老発第599号厚生省社会・援護局長、老人保健福祉局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

イ 地域活動支援センターを設置する場合

これについては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成24年3月30日社援発0330第5号社会・援護局長通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

ウ 既設法人が福祉ホームを設置する場合

これについては、「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて既設法人が福祉ホームを設置する場合の要件緩和について」（平成12年9月8日障第669号・社援第2028号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

エ 既設法人が通所施設を設置する場合

これについては、「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」（平成12年9月8日障第670号・社援第2029号・老発第628号・児発第732号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

オ 既設法人以外の法人が保育所を設置する場合

これについては、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

カ 地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」又は構造改革特別区域における「サテライト型障害者施設」を設置する場合

これについては、「地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」及び構造改革特別区域における「サテライト型障害者施設」の用に供する不動産に係る取扱いについて」（平成16年12月13日社援発第1213003号・老発1213001号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

キ 幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業（利用定員が10人以上であるものに限る。）を行う施設を設置する場合

社会福祉法人が設置する幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業を行う施設については、保育所と同様に「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日雇児発第0524002号、社援発第0524008号雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）第1の1及び2に準じた取扱いとして差し支えないこと。

ク 国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合

これについては、「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」（平成28年7月27日社援発0727第1号・老発0727第1号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

2 資産の区分

法人の資産の区分は、基本財産、その他財産、公益事業用財産（公益事業を行う場合に限る。）及び収益事業用財産（収益事業を行う場合に限る。）とすること。

(1) 基本財産

ア 基本財産は、法人存立の基礎となるものであるから、これを処分し、又は担保に供する場合には、法第30条に規定する所轄庁の承認を受けなければならない旨を定款に明記すること。

イ 社会福祉施設を経営する法人にあっては、すべての施設についてその施設の用に供する不動産は基本財産としなければならないこと。ただし、すべての社会福祉施設の用に供する不動産が国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けているものである場合にあっては、100万円（この通知の発出の日以後に新たに設立される法人の場合には、1,000万円）以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。以下同じ。）を基本財産として有していなければならないこと。

ウ 社会福祉施設を経営しない法人（社会福祉協議会及び共同募金会を除く。）は、一般に設立後の収入に安定性を欠くおそれがあり、設立において事業継続を可能とする財政基盤を有することが必要であるため、原則として1億円以上の資産を基本財産として有していなければならないこと。ただし、委託費等で事業継続に必要な収入が安定的に見込める場合については、当該法人の基本財産は当該法人の安定的運営が図られるものとして所轄庁が認める額の資産とすることができること。

エ 母子家庭居宅介護等事業、寡婦居宅介護等事業、父子家庭居宅介護等事業、老人居宅介護等事業、障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に限る。）（以下「居宅介護等事業」と総称する。）の経営を目的として法人を設立する場合については、「居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成12年9月8日障第671号・社援第2030号・老発第629号・児発第733号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

オ 共同生活援助事業等の経営を目的として法人を設立する場合については、「共同生活援助事業等の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成14年8月30日社援発第0830007号・老発第0830006号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

カ 介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として法人を設立する場合については、「介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件の緩和等について」（平成15年5月8日社援発第0508002号）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

キ 社会福祉協議会（社会福祉施設を経営するものを除く。）及び共同募金会にあつては、300万円以上に相当する資産を基本財産として有しなければならないこと。ただし、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会（以下「市区町村社会福祉協議会」と総称する。）にあつては、300万円と10円に当該市町村又は当該区の人口を乗じて得た額（100万円以下のときは100万円とする。）とのいずれか少ない方の額以上に相当する資産で差し支えないこと。

ク イからキまで以外の財産であっても、法人が重要と認める財産は基本財産として差し支えないこと。

（2） その他財産

ア 基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産は、すべてその他財産であること。

イ その他財産の処分等に特別の制限はないが、社会福祉事業の存続要件となるものは、みだりに処分しないよう留意すること。

（3） 公益事業用財産及び収益事業用財産

公益事業及び収益事業の用に供する財産は、他の財産と明確に区分して管理すること。ただし、事業規模が小さい公益事業については、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのない限りで他の財産を活用して差し支えないこと。

3 資産の管理

(1) 基本財産（社会福祉施設を経営する法人にあっては、社会福祉施設の用に供する不動産を除く。）の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生ずる方法で行う必要があり、次のような財産又は方法で管理運用することは、原則として適当ではないこと。

- ①価格の変動が著しい財産（株式、株式投資信託、金、外貨建債券等）
- ②客観的評価が困難な財産（美術品、骨董品等）
- ③減価する財産（建築物、建造物等減価償却資産）
- ④回収が困難になるおそれのある方法（融資）

(2) 基本財産以外の資産（その他財産、公益事業用財産、収益事業用財産）の管理運用にあたっては、安全、確実な方法で行うことが望ましいこと。

また、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用も認められること。なお、子会社の保有のための株式の保有等は認められないものであり、株式の取得は、公開市場を通してのもの等に限られること。ただし、上記にかかわらず、以下の要件を満たす場合には、保有割合が2分の1を超えない範囲で、未公開株を保有することが可能であること。

- ①社会福祉に関する調査研究を行う企業の未公開株であること
- ②法人において、実証実験の場を提供する等、企業が行う社会福祉に関する調査研究に参画していること
- ③未公開株への抛出（額）が法人全体の経営に与える影響が少ないことについて公認会計士又は税理士による確認を受けていること

(3) 法人の財産（基本財産、基本財産以外の財産双方）については、価値の変動の激しい財産、客観的評価が困難な財産等価値の不安定な財産又は過大な負担付財産が財産の相当部分を占めないようにする必要があること。

4 残余財産の帰属

定款で帰属者を定めない場合には、残余財産は国庫に帰属するものであること。

第3 法人の組織運営

1 役員等

(1) 関係行政庁の職員が法人の評議員又は役員となることは法第61条に規定する公私分離の原則に照らし適当でないので、差し控えること。ただし、社会福祉協議会にあっては、評議員又は役員の総数の5分の1の範囲内で関係行政庁の職員が、その評議員又は役員となっても差し支えないこと。

- (2) 所轄庁退職者が評議員又は役員に就任する場合には、法人における評議員又は役員の選任の自主性が尊重され、不当に関与することがないように、所轄庁においては、法人との関係において適正な退職管理を確保すること。
- (3) 実際に法人運営に参画できない者を、評議員又は役員として名目的に選任することは適当でないこと。
- (4) 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に、理事長に就任したり、評議員又は役員として参加したりすることは適当でないこと。
- (5) 次に掲げる者は、評議員又は役員となることはできないこと（法第40条第1項及び第44条第1項）。
 - ①法人（同項第1号）
 - ②成年被後見人又は被保佐人（同項第2号）
 - ③生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者（同項第3号）
 - ④③に該当する者を除くほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者（同項第4号）
 - ⑤所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員（同項第5号）
- (6) 暴力団員等の反社会的勢力の者は、評議員又は役員となることはできないこと。

2 評議員

- (1) 評議員の選任及び解任の方法については、法第31条第1項第5号において、法人が定款で定めることし同条第5項に理 において、法人が定款で定めることし同条第5項に理 において、法人が定款で定めることし同条第5項に理事又は理会が評議員を選任・解する旨の定め無効とされていこ 事又は理会が評議員を選任・解する旨の定め無効とされていこ 事又は理会が評議員を選任・解する旨の定め無効とされていこ 事又は理会が評議員を選任・解する旨の定め無効とされていこ 事。

定款で定める方法としては、外部委員が参加す機関を設置し、この機関の決定に従って行う方法等が考えられること。

- (2) 評議員については、法第39条において「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」のうちから選任することとしており、法人において「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として適正な手続により選任されている限り、制限を受けるものではないこと。
- (3) 評議員は、法人の理事、監事又は職員を兼ねることはできないこと（法第40条2項）。

- (4) 評議員には、各評議員又は各役員の配偶者又は3親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各評議員又役特殊の関係がある者も含まれてはならないこと（法第40条第4項及び第5項並びに社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号。以下「施行規則」という。）第2条の7及び第2条の8）。
- (5) 評議員の数は、理事の員数を超える数とすること（法第40条第3項）。
- ただし、平成27年度における法人全体の事業活動計算書サービス活動収益の額が4億円を超えない法人については、平成29年4月1日から3年間、4人以上であること（社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法第21号）附則第10条及び社会福祉等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令整備等及び経過措置（平成28年政令第349号）第4条）。

3 理事

- (1) 理事は、社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際に法人運営の職責を果たし得る者であること。
- (2) 理事のうちには、次に掲げる者が含まなければならない（法第44条第4項）。
- ①社会福祉事業の経営に関する識見を有する者（同項第1号）
 - ②当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者（同項第2号）
 - ③当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者（同項第3号）
- (3) 理事は、6人以上でなければならないこと（法第44条第3項）
- (4) 理事には、理事本人を含め、その配偶者及び3親等以内の親族その他各理事と特殊の関係のある者（以下（4）において「理事の親族等特殊関係者」という。）が理事の総数の3分の1を超えて含まれてはならないこと（法第44条第6項及び施行規則第2条の10）。
- ただし、理事の親族等特殊関係者の上限は3人であること。
- (5) 理事長は、理事会の決定に基づき（法第45条の13第2項第1号）、法人の内部的・対外的な業務執行権限を有すること（法第45条の16第2項第1号及び第45条の17第1項）。
- (6) 理事長以外にも社会福祉法人の業務を執行する理事（以下「業務執行理事」という。）を理事会で選定することができること（法第45条の16第2項第2号）。
- (7) 社会福祉協議会は、地域福祉の推進役として、社会福祉事業経営者、ボランティア活動を行う者等との連携を十分に図っていく必要があることから、当該社会福祉協議会の区域において社会福祉事業を経営する団体の役職員及びボランティア活動を行う団体の代表者を理事として加えること。

4 監事

- (1) 監事は、当該社会福祉法人の理事又は職員を兼ねることができないこと（法第44条第2項）。
- (2) 監事には、次に掲げる者が含まれなければならない（法第44条第5項）。
 - ①社会福祉事業について識見を有する者（同項第1号）
 - ②財務管理について識見を有する者（同項第2号）
- (3) 監事は、2人以上でなければならないこと（法第44条第3項）
- (4) 監事には、各役員の配偶者又は3親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各役員と特殊の関係がある者も含まれてはならないこととしている（法第44条第7項及び施行規則第2条の11）。
- (5) 監事には、公認会計士又は税理士を登用することが望ましいこと。

5 会計監査人

- (1) 会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならないこと（法第45条の2第1項）。

また、公認会計士法（昭和23年法律第103号）の規定により、計算書類について監査することができない者は、会計監査人となることができないこと（同条第3項）。具体的には、公認会計士法第24条又は第34条の11の規定により、公認会計士又は監査法人が当該社会福祉法人の役員等となっている場合等については、会計監査人となることができないこと。
- (2) 会計監査人の設置が義務付けられる法人は、前年度の決算における法人単位事業活動計算書（第2号第1様式）中の「サービス活動増減の部」の「サービス活動収益計」が30億円を超える法人又は法人単位貸借対照表（第3号第1様式）中の「負債の部」の「負債の部合計」が60億円を超える法人であること（法第37条及び社会福祉法施行令第13条の3）。

6 法人の組織運営に関する情報開示等

- (1) 会計監査を受けない法人においては、財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援について、法人の事業規模や財務会計に係る事務態勢等に即して、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（以下（1）において「専門家」という。）を活用することが望ましいこと。

なお、法人が会計監査を受けた場合、専門家を活用した場合又は福祉サービス第三者評価事業を受審した場合において、法人が、法第59条の規定による所轄庁への届出と合わせて当該会計監査報告の写し、当該専門家の活用に関する結果報告書の写し又は当該福祉サービス第三者評価事業の受審結果の写しを所轄庁

に提出したときは、実地監査（法第56条第1項に基づく指導監査のうち一般監査としての実地監査をいう。以下同じ。）について平成13年7月23日雇児発第487号・社援発第1274号・老発第273号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」の2（4）に定めるとおりの取扱いとすることなどにより、法人の自主性の確保や負担軽減を図ることとして差し支えないこと。

（2） 定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置かなければならないこと（法第34条の2第1項）。また、当該法人が定款を電磁的記録によって作成し、従たる事務所に備え置かなくとも閲覧に対応できる措置をとっている場合には備置きは不要であること（同条第4項及び施行規則第2条の5）。

（3） 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに監査報告（会計監査報告を含む。）（以下「計算書類等」という。）を定時評議員会の日から2週間前の日から5年間主たる事務所に備え置かなければならないこと（法第45条の3第1項）。

また、従たる事務所においても3年間備え置かなければならないが（同条2項）、当該法人が計算書類等を電磁的記録によって作成し、従たる事務所に備え置かなくとも閲覧に対応できる措置をとっている場合には備置きは不要であること（同項ただし書及び施行規則第2条の5）。

（4） 財産目録、役員等名簿、報酬等の支給の基準を記載した書類及び事業の概要等（以下「財産目録等」という。）を毎会計年度終了後3月以内に、5年間主たる事務所に備え置くとともに、その写しを3年間従たる事務所に備え置かなければならないこと（法第45条の3第1項）。

また、当該法人が財産目録等を電磁的記録によって作成し、従たる事務所に備え置かなくとも閲覧に対応できる措置をとっている場合には備置きは不要であること（同条第5項及び施行規則第2条の5）。

7 その他

（1） 評議員の任期は、原則として、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までであること（法第41条第1項）。また、定款で「4年」を「6年」まで伸長することができること（同項ただし書）。

ただし、定款によって、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期を退任した評議員の任期の満了する時までとすることは可能であること（法第41条第2項）。

（2） 評議員に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員が就任するまで、なお、評議員としての権利義務を有すること（法第42条第1項）。

また、評議員に欠員が生じ、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は利害関係人の請求により又は職権で、一時評議員の職務を行うべき者を選任することができること（法第42条第2項）。

- (3) 役員の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までである（法第45条）。

ただし、定款によって、その任期を短縮することも可能であること。

また、役員を再任することは差し支えなく、期間的な制限はないこと。

- (4) 役員に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお、役員としての権利義務を有する（法第45条の6第1項）。また、役員に欠員が生じ、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は利害関係人の請求により又は職権で、一時理事の職務を行うべき者を選任することができること（法第45条の6第2項）。

- (5) 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までであること（法第45条の3第1項）。また、定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなされること（第45条の3第2項）。

- (6) 会計監査人に欠員が生じた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならないこと（法第45条の6第3項）。

この場合、一時会計監査人の職務を行うべき者の資格は会計監査人と同様であること（法第45条の6第4項）。

なお、法人の責めによらない理由（監査法人の倒産等）により、会計監査人による会計監査報告を所轄庁に届け出ることができない場合においては、所轄庁は届出の猶予等を行うことが必要であること。

- (7) 職員については、理事長が任免することとして差し支えないが、事業の成否に関係のある施設長等は、理事会の議決を経て、理事長が任免することが適當であること。

第4 法人の認可申請等の手続

1 所轄庁

- (1) 法人の行う事業が二以上の都道府県の区域にわたるか否かは次の基準により判断すること。

ア 基本的な考え方としては、施設経営を行う事業の場合、当該施設の所在地が二以上の都道府県にわたるか否かで判断する。それ以外の各種居宅介護等事業、相

談事業等についても、これに準じ、当該事業に係る事業所の所在地で判断すること。

イ 法第2条第3項第13号に定める連絡又は助成事業については、各社会福祉事業に関し、連絡又は助成を行うものであるという事業の性格に鑑み、当該「連絡」又は「助成」の趣旨、目的、範囲等により判断すること。（例えば、各都道府県で行われている社会福祉事業を全国的に連絡する事業の場合は、事業範囲は全国にわたるものであること。）

ウ 法人が行う事業が二以上の地方厚生局の管轄区域にわたり、次の①から④までのいずれかに該当する場合は、厚生労働大臣が所轄庁となるものであること。

①全国を単位として行われる事業

各都道府県において活動している団体を統括する組織が全国を単位として行う事業が法人の主たる事業であること。

②地域を限定しないで行われる事業

地域を限定することなく行われる、高齢者、障害者、児童等の福祉についての助成、相談等の事業が法人の主たる事業であること。

③法令の規定に基づき指定を受けて行われる事業

社会福祉法等の法令に基づき、全国を通じて1個に限り、指定を受けて行う事業が法人の主たる事業であること。

④①から③までに類する事業

エ 公益事業及び収益事業についても基本的にはア、イ及びウと同様に取り扱うものとする。

(2) 法人が行う事業が市の区域にとどまるものか否かについても(1)に準じて判断すること。

(3) 都道府県知事又は市長が所轄庁となっている法人が、(1)ウに該当する事業を開始しようとして定款変更の認可を受けようとするときは、厚生労働大臣に申請させること。

(4) 市長が所轄庁となっている法人が、他の市町村においても事業を開始しようとして定款変更の認可を受けようとするときは、当該都道府県知事に申請させること。ただし、指定都市の市長が所轄庁となっている法人が、当該都道府県内の他の市町村においても事業を開始しようとする場合及び(3)の場合を除く。

なお、当該都道府県知事は、当該定款変更を認可したときは、その旨当該市長に連絡すること。

(5) 法人の事務所の所在地の変更に伴い、所轄庁が変更となる社会福祉法人における当該事項に係る定款変更の届出は、変更後の所轄庁に対し行わせること。

(6) 指定都市の市長が所轄庁となっている都道府県社会福祉協議会・都道府県共同募金会・都道府県が設置する社会福祉事業団の定款変更の認可等に当たっては、

指定都市の市長は、都道府県知事との連携を図り、必要に応じて情報の交換に努めること。

2 法人の認可審査の手続

都道府県及び市（以下「都道府縣市」という。）における法人の設立認可の審査に当たっては、法人認可担当、施設整備担当以外の関係各課、各部局を加えた庁内審査会を設置する等内部牽制を確保した合議制により厳格に行うこと。この際、施設整備の必要性とは別に、独立した判断が確保されるよう留意すること。

3 その他

- (1) 補助金又は独立行政法人福祉医療機構の融資を受けて社会福祉施設を設置する場合の法人の設立認可の審査は、当該補助金及び融資の審査と相互に連携を図り、行うものであること。なお、法人の設立は、当該補助金の交付が確実にした後でなければ認められないこと。また、当該施設の認可又は設置の届出は当該法人が成立した後でなければ行うことができないこと。
- (2) 設立代表者又は法人理事長への就任を予定している者が既に別の法人の理事長である場合には、既存法人における組織運営、事業運営、資金計画の履行状況等を確認し、異なる事業主体を設立する必要性が認められるものであること。

第5 その他

- (1) 基本財産の担保提供の承認は、担保提供の目的の妥当性、担保提供の必要性、担保提供方法の妥当性、担保提供に係る意思決定の適法性等を考慮して判断すべきものであり、一律に不承認としてはならないこと。
- (2) 定款変更認可及び基本財産の処分又は担保提供の承認は、事業を開始したり、資金の借入れが決定した後に形式的に行われることが多いので、かかることのないよう、計画が固まった段階で、事前にこれらの承認を行うようにすること。
- (3) 法人が公益事業を行うために定款変更認可の申請をした場合であって、先駆的事业に試行的に取り組む場合、一時的な剰余金を用いて短期の公益事業に取り組む場合などには、当該公益事業の特性に応じて事業計画等の審査を特に弾力的に行うこと。
- (4) 法人は、毎会計年度終了後3月以内に、施行規則第9条に規定する方法により、計算書類等及び財産目録等を届け出なければならないこと（法第59条）。

また、計算書類、財産目録及び附属明細書（施行規則第10条の2第2号に掲げる部分に限る。）並びに事業の概要等（法第45条の3第1項第4号）のうち施行規則第2条の4第1号から第13号まで及び第16号に掲げる事項（以下「現況報告書」という。）並びに同条第14号に掲げる事項については、別に

定める様式を用いて届け出ること。これらの届出については、施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により行うことが望ましいこと。

- (5) 法人は、定款、報酬等の支給の基準、計算書類、役員等名簿及び現況報告書について、インターネットの利用により、遅滞なく、公表すること（法第59条の2第1項及び施行規則第10条）。なお、計算書類及び役員等名簿及び現況報告書については、法人の運営に係る重要な部分に限り、個人の権利利益が害されるおそれがある部分を除くこと（施行規則第10条第3項）。

また、計算書類及び現況報告書について、施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により所轄庁に届出を行ったときは、法人が公表を行ったものとみなされること（施行規則第10条第2項）。

なお、ホームページが存在しないこと等によりインターネットでの公表が困難な法人が存在する場合には、所轄庁のホームページにおいて公表又は所轄庁が施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録すること。この場合には、当該法人が自ら公表を行うことが困難な理由を確認すること。

- (6) 法人に関する申請書等の様式は、当該申請者等に別段の支障がない限り、別記第1の様式例によるよう指導すること。

別記第1（略）

- (3) 法人を設立する場合にあつては、必要な資産としてその他財産のうち当該法人の年間事業費の12分の1以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していなければならないこと。

なお、指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の介護保険法上の事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）上の障害福祉サービス又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）上の障害児通所支援若しくは障害児入所支援にも該当する社会福祉事業を主として行う法人を設立する場合にあつては、12分の2以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していることが望ましいこと。

- (4) 「その施設の用に供する不動産」とは、社会福祉施設の最低基準により定められた設備を含む建物並びにその建物の敷地及び社会福祉施設の最低基準により定められた設備の敷地をいうこと。

- (5) 社会福祉施設の改築にあたり老朽民間社会福祉施設整備費の国庫補助が行われる場合は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第30条に規定する所轄庁の財産処分の承認は必要でないこと。
- (6) 社会福祉施設を経営しない法人が国又は地方公共団体以外の者からの貸与を受けられることができる「不動産の一部」とは、基本的には敷地部分を指し、事業が行われる建物部分については、当該法人が所有権を有していることが望ましいこと。
- (7) 不動産の賃借による場合、賃借料の水準は、法人の経営の安定性の確保や社会福祉事業の特性に鑑み、極力低額であることが望ましいものであり、また、法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払う能力があると認められる必要があること。
- また、当該法人の理事長又は当該法人から報酬を受けている役員等から賃借により貸与を受けることは、望ましくないこと。
- (8) 法人が株式を保有できるのは、原則として、次の場合に限られる。
- ア 基本財産以外の資産の管理運用の場合。ただし、あくまで管理運用であることを明確にするため、上場株や店頭公開株のように、証券会社の通常の取引を通じて取得できるものに限る。
- イ 基本財産として寄附された場合。これは、設立時に限らず、設立後に寄附されたものも含む。
- (9) 基本財産として株式が寄附される場合には、社会福祉法人としての適切な活動のため、所轄庁においては、寄附を受けた社会福祉法人の理事と当該営利企業の関係者との関係、基本財産の構成、株式等の寄附の目的について十分注意し、必要に応じ適切な指導等を行う。
- (10) (8) の場合については、株式の保有等は認められるが、その場合であっても、当該社会福祉法人が当該営利企業を実質的に支配することのないように、その保有の割合は、2分の1を超えてはならない。
- (11) (8) の場合により株式保有等を行っている場合（全株式の20%以上を保有している場合に限る。）については、法第59条の規定による現況報告書等と合わせて、当該営利企業の概要として、事業年度末現在の次の事項を記載した書類を提出すること。
- ア 名称
- イ 事業所の所在地
- ウ 資本金等
- エ 事業内容
- オ 役員の数及び代表者の氏名
- カ 従業員の数
- キ 当該社会福祉法人が保有する株式等の数及び全株式等に占める割合

- ク 保有する理由
- ケ 当該株式等の入手日
- コ 当該社会福祉法人と当該営利企業との関係（人事、取引等）

第3 法人の組織運営

- (1) 「社会福祉事業について識見を有する者」は、例えば、次のような者が該当すること。
 - ア 社会福祉に関する教育を行う者
 - イ 社会福祉に関する研究を行う者
 - ウ 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者
 - エ 公認会計士、税理士、弁護士等、社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者
- (2) 「法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」は、例えば、次のような者が該当すること。
 - ア 社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役職員
 - イ 民生委員・児童委員
 - ウ 社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等
 - エ 医師、保健師、看護師等保健医療関係者
 - オ 自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者

第4 担保提供の承認

- (1) 「担保提供の目的の妥当性」とは、法人の役員や役員の経営する会社等の債務の担保に供するなど、当該法人の事業とは無関係の目的で行う担保提供であってはならず、借入金の目的は社会福祉事業に充てられるべきものであること。
- (2) 「担保提供の必要性」とは、国又は地方公共団体からの十分な額の助成が見込めないこと、基本財産以外に処分しうる財産が存在しないこと等の理由により、基本財産の担保提供を行う以外に適当な資金調達の手段がないこと。
- (3) 「担保提供方法の妥当性」とは、当該担保提供に係る借入金について、適正な償還計画があり、かつ、法人に対する寄附金や事業収入の状況から判断して、償還期間中に当該法人の事業運営に支障が生じないと認められること。また、担保提供の承認の対象となる借入先が、地方公共団体、社会福祉協議会のほか、確実な民間金融機関を含むものであること。
- (4) 「担保提供に係る意思決定の適法性」とは、定款所定の手続を経ていること。

○社会福祉法人審査要領（社会福祉法人の認可について 通知中 別紙）

（平成12年12月1日（最終改正：平成28年11月11日））

（／障企第59号／社援企第35号／老計第52号／児企第33号）

（各都道府県、指定都市、中核市各民生部（局）長宛て 厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、厚生省社会・援護局企画課長、厚生省老人保健福祉局計画課長、厚生省児童家庭局企画課長通知中 別紙）

第1 社会福祉法人の行う事業

1 社会福祉事業

- (1) 社会福祉法第107条第1項に規定する市町村社会福祉協議会（一の市町村の区域を単位とするものに限る。）及び同条第2項に規定する地区社会福祉協議会（一の区の区域を単位とするものに限る。）が社会福祉法人（以下「法人」という。）となる場合には、次の要件を満たすものでなければならないこと。

ア 事業規模に応じた数の専任職員を有すること。

イ 独立した事務所を有すること。この場合においては、原則として単独の部屋を有すべきであるが、特別の事情があるときは、室内の一区画でも差し支えないこと。

ウ 事業規模に応じた資産を有すること。

エ 当該市町村又は当該区の区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の全部が参加することを原則とすること。

オ 当該市町村又は当該区の区域内において社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が多数参加していることが望ましいこと。

カ 設立認可の申請前の実績として、常時、社会福祉協議会活動を行っていること。

- (2) 市町村社会福祉協議会（二以上の市町村の区域を単位とするものに限る。）及び地区社会福祉協議会（二以上の区の区域を単位とするものに限る。）が法人となる場合には、次の要件を満たすものでなければならないこと。

ア 二以上の市町村又は区を単位として法人を設立することが、当該地域の社会福祉の推進に資すると認められること。

イ 当該法人の設立単位の区域に含まれる各市町村又は各区の区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加していること。

ウ ア及びイに定めるもののほか、（1）に掲げる各要件を満たすこと。この場合において、（1）エ及びオを適用するに当たっては、「当該市町村又は当該区」を「当該法人の設立単位の区域に含まれる市町村又は区」と読み替えるものとする。

- (3) 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の目的は、社会福祉を目的とする事業の健全な発達のために必要な事業及び社会福祉に関する事業への住民の参加の促進のために必要な事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることであるが、地域の実情に応じ、本来の目的を達成するために必要な事業を実施する上で支障を来さない場合には、通所施設の経営や、市町村等が設置した入所施設の受託経営を行っても差し支えないこと。
- (4) 地方公共団体等の設置した社会福祉施設の経営を委託された場合にも、その施設を経営する事業は、公益事業ではなく、社会福祉事業となること。

2 公益事業

次のような場合は公益事業であること（社会福祉事業に該当するものを除く。）。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第4項第4号に掲げる事業（いわゆる事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業）
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設、介護医療院を営む事業又は地域支援事業を市町村から受託して実施する事業
なお、居宅介護支援事業等を、特別養護老人ホーム等社会福祉事業の用に供する施設の経営に付随して行う場合には、定款上、公益事業として記載しなくても差し支えないこと。
- (3) 有料老人ホームを営む事業
- (4) 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等を営む事業
- (5) 公益的事業を行う団体に事務所、集会所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を営む事業
なお、営利を行う者に対して、無償又は実費に近い対価で使用させるような計画は適当でないこと。また、このような者に対し収益を得る目的で貸与する場合は、収益事業となるものであること。

3 収益事業

- (1) 次のような場合は、「一定の計画の下に、収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のもの」に該当しないので、結果的に収益を生ずる場合であっても収益事業として定款に記載する必要はないこと。

- ア 当該法人が使用することを目的とする設備等を外部の者に依頼されて、当該法人の業務に支障のない範囲内で使用させる場合、例えば、会議室を法人が使用しない時間に外部の者に使用させる場合等
 - イ たまたま適当な興行の機会に恵まれて慈善興行を行う場合
 - ウ 社会福祉施設等において、専ら施設利用者の利便に供するため売店を営む場合
- (2) 次のような事業は、「法人の社会的信用を傷つけるおそれ」があるので、法人は行うことができないこと。
- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）にいう風俗営業及び風俗関連営業
 - イ 高利な融資事業
 - ウ 前に掲げる事業に不動産を貸し付ける等の便宜を供与する事業
- (3) 次のような場合は、「社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれ」があること。
- ア 社会福祉施設の付近において、騒音、ばい煙等を著しく発生させるようなおそれのある場合
 - イ 社会福祉事業と収益事業とが、同一設備を使用して行われる場合
- (4) (2) 及び (3) の要件を満たす限り、収益事業の種類には特別の制限はないものであること。なお、事業の種類としては、当該法人の所有する不動産を活用して行う貸ビル、駐車場の経営、公共的施設内の売店の経営等安定した収益が見込める事業が適当であること。

第2 法人の資産

- (1) 法人の設立に際して、寄附金が予定されている場合は、法人設立後にその履行がなされないときは法人運営に著しく支障を来すことから、次の点について慎重に審査すること。
- ア 書面による贈与契約が締結されていることについて、契約書の写及び寄付予定者の印鑑登録証明書等により確認すること。
 - イ 寄付者の所得能力、営業実績、資産状況等から当該寄付が確実に行われることについて、所得証明書、納税証明書、残高証明書、資産証明書等により確認すること。
- (2) 独立行政法人福祉医療機構等からの借入金に対する償還財源、不動産の賃借料その他必要とされる経常経費について、寄附金が予定されている場合も(1)と同様であるが、特に個人の寄附については、年間の寄附額をその者の年間所得から控除した後の所得額が社会通念上その者の生活を維持できると認められる額を上回っていないなければならないこと。

- (3) 法人を設立する場合にあつては、必要な資産としてその他財産のうちに当該法人の年間事業費の1/2以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していなければならないこと。

なお、指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の介護保険法上の事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）上の障害福祉サービス又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）上の障害児通所支援若しくは障害児入所支援にも該当する社会福祉事業を主として行う法人を設立する場合にあつては、1/2以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していることが望ましいこと。

- (4) 「その施設の用に供する不動産」とは、社会福祉施設の最低基準により定められた設備を含む建物並びにその建物の敷地及び社会福祉施設の最低基準により定められた設備の敷地をいうこと。
- (5) 社会福祉施設の改築にあたり老朽民間社会福祉施設整備費の国庫補助が行われる場合は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第30条に規定する所轄庁の財産処分の承認は必要でないこと。
- (6) 社会福祉施設を経営しない法人が国又は地方公共団体以外の者からの貸与を受けられることができる「不動産の一部」とは、基本的には敷地部分を指し、事業が行われる建物部分については、当該法人が所有権を有していることが望ましいこと。
- (7) 不動産の賃借による場合、賃借料の水準は、法人の経営の安定性の確保や社会福祉事業の特性に鑑み、極力低額であることが望ましいものであり、また、法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払う能力があると認められる必要があること。

また、当該法人の理事長又は当該法人から報酬を受けている役員等から賃借により貸与を受けることは、望ましくないこと。

- (8) 法人が株式を保有できるのは、原則として、次の場合に限られる。
- ア 基本財産以外の資産の管理運用の場合。ただし、あくまで管理運用であることを明確にするため、上場株や店頭公開株のように、証券会社の通常取引を通じて取得できるものに限る。
- イ 基本財産として寄附された場合。これは、設立時に限らず、設立後に寄附されたものも含む。
- (9) 基本財産として株式が寄附される場合には、社会福祉法人としての適切な活動のため、所轄庁においては、寄附を受けた社会福祉法人の理事と当該営利企業の関係者との関係、基本財産の構成、株式等の寄附の目的について十分注意し、必要に応じ適切な指導等を行う。

- (10) (8) の場合については、株式の保有等は認められるが、その場合であっても、当該社会福祉法人が当該営利企業を実質的に支配することのないように、その保有の割合は、2分の1を超えてはならない。
- (11) (8) の場合により株式保有等を行っている場合（全株式の20%以上を保有している場合に限る。）については、法第59条の規定による現況報告書等と合わせて、当該営利企業の概要として、事業年度末現在の次の事項を記載した書類を提出すること。
- ア 名称
 - イ 事業所の所在地
 - ウ 資本金等
 - エ 事業内容
 - オ 役員の数及び代表者の氏名
 - カ 従業員の数
 - キ 当該社会福祉法人が保有する株式等の数及び全株式等に占める割合
 - ク 保有する理由
 - ケ 当該株式等の入手日
 - コ 当該社会福祉法人と当該営利企業との関係（人事、取引等）

第3 法人の組織運営

- (1) 「社会福祉事業について識見を有する者」は、例えば、次のような者が該当すること。
- ア 社会福祉に関する教育を行う者
 - イ 社会福祉に関する研究を行う者
 - ウ 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者
 - エ 公認会計士、税理士、弁護士等、社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者
- (2) 「法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」は、例えば、次のような者が該当すること。
- ア 社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役職員
 - イ 民生委員・児童委員
 - ウ 社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等
 - エ 医師、保健師、看護師等保健医療関係者
 - オ 自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者

第4 担保提供の承認

- (1) 「担保提供の目的の妥当性」とは、法人の役員や役員の経営する会社等の債務の担保に供するなど、当該法人の事業とは無関係の目的で行う担保提供であってはならず、借入金の目的は社会福祉事業に充てられるべきものであること。
- (2) 「担保提供の必要性」とは、国又は地方公共団体からの十分な額の助成が見込めないこと、基本財産以外に処分しうる財産が存在しないこと等の理由により、基本財産の担保提供を行う以外に適当な資金調達の手段がないこと。
- (3) 「担保提供方法の妥当性」とは、当該担保提供に係る借入金について、適正な償還計画があり、かつ、法人に対する寄附金や事業収入の状況から判断して、償還期間中に当該法人の事業運営に支障が生じないと認められること。また、担保提供の承認の対象となる借入先が、地方公共団体、社会福祉協議会のほか、確実な民間金融機関を含むものであること。
- (4) 「担保提供に係る意思決定の適法性」とは、定款所定の手続を経ていること。

○国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について

(平成 12 年 8 月 22 日)

(／社援第 1896 号／老発第 599 号)

(各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長通知)

従来、特別養護老人ホームについては、都市部等土地の取得が極めて困難な地域(以下「都市部等地域」という。)に限り、国及び地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて設置することを認めてきたところです。

特別養護老人ホームを経営する事業が安定的、継続的に行われるためには、特別養護老人ホームの設置に必要な土地及び建物のいずれについても、特別養護老人ホームの設置者が所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが原則であって望ましいことですが、その一方で、特別養護老人ホームについては、介護保険法(平成 9 年法律 123 号)の施行に合わせて、緊急の整備が全国的に求められているところです。

このため、今般、従来の取扱いを改めることとし、特別養護老人ホームの設置については、下記のとおり要件緩和を行うこととしましたので、貴職において特別養護老人ホームの設置認可を行う際に適切な御配慮をお願いします。

なお、当該通知については、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものです。

記

1 要件緩和の内容

特別養護老人ホームについては、これまで、都市部等地域において、国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて設置することが認められていたが、これを、都市部等地域以外の地域にも拡大すること。

なお、特別養護老人ホームを経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記するものとする。

また、賃借料の水準は、法人の経営の安定性の確保や社会福祉事業の特性にかんがみ、無料又は極力低額であることが望ましいものであり、また、法人が寄附金等により当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払う能力があると認められる必要があること。

2 施行期日

この通知は平成 12 年 8 月 22 日から施行するものとする。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について(通知)

(平成24年3月30日)

(社援発0330第5号)

(各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて厚生労働省社会・援護局長通知)

障害者自立支援法(平成17年法律第123号。平成25年4月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。)の施行に伴い、障害者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、通所による創作的活動又は生産活動の提供及び社会との交流の促進等を目的として地域活動支援センターが創設されたところです。

地域活動支援センターは、従来のいわゆる小規模作業所からの移行によるものであり、その活動は各地域においてきめ細かい福祉活動の展開に大きく寄与しており、その事業活動の機動性・柔軟性を十分に活用することは、今後、地域福祉の推進を図る上で重要となります。

一方、社会福祉法人(以下「法人」という。)の重要な役割として、地域社会において低所得者に対する支援、制度外のニーズへの対応、労力・コストのかかる対象者を排除しないことなど他の法人との比較においても社会的使命を十分発揮する必要があります。

このため、法人の公益性を維持しながら、地域活動支援センターの機動性・柔軟性を活用しつつ事業を実施するため、今般、地域活動支援センターを経営する者が円滑に法人格を取得する際に、必要な資産要件等について下記のとおり定めましたので、貴職において適切なお配慮をお願いいたします。

なお、本通知については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的助言として発出するものです。

また、本通知の施行をもって、「障害者に係る小規模通所授産施設を経営する社会福祉法人に関する資産要件等について(平成12年12月1日障第891号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社援第2619号厚生省社会援護局長通知連名通知)」は廃止するものです。

記

1 地域活動支援センターの経営を目的とする社会福祉法人を設立する場合の資産要件等
地域活動支援センターの経営を目的として法人を設立する場合においては、次に掲げる要件を満たしているものとする。

(1) 基本財産については、原則として、地域活動支援センターの用に供する不動産(以下、「施設用不動産」という。)のすべてについて所有権を有していること。

ただし、1,000万円以上に相当する資産(現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。)を有している場合には、施設用不動産について国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可、又は国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこと。

- (2) 地方公共団体又は民間社会福祉団体等からの委託又は助成を受けているか、あるいは過去受けていた実績があるとともに、社会福祉法人認可後において、地方公共団体からの委託又は助成が将来にわたり継続され、地域活動支援センターが安定的・継続的に確保されるものとして、社会福祉法人の認可を行う所管庁が認めること。
- (3) 一都道府県の区域内においてのみ事業を実施すること。
- 2 地域活動支援センターを運営する事業と併せて行うことができる事業の範囲
- (1) 1に掲げる要件を満たすものとして設立された法人は、地域活動支援センターの経営のみを行うことを原則とするが、次に掲げる事業については、地域活動支援センターの経営と併せて行うことができるものとする。
- ① 障害児相談支援事業、一般相談支援事業又は特定相談支援事業
- ② 障害福祉サービス事業(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援又は自立生活援助に限る。)
- ③ 移動支援事業
- なお、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条に規定する共同生活援助を地域活動支援センターの経営と併せて行うことについては、障害者等の生活の場を提供するための性格を持つものであれば、上記②と③を併せて読むことによりこれを行っても差し支えないものであること。
- (2) 公益事業又は収益事業については、1に掲げる要件を満たすものとして設立された法人の財政基盤が脆弱であることに配慮しつつ、地域福祉の推進を図る観点から、所管庁が当該法人の行う社会福祉事業に支障がないと認めるときは、これを行うことができるものとする。
- 3 定款変更の認可申請
- 二以上の都道府県の区域内において事業を実施しようとする場合、2の①～②に掲げる事業以外の事業を運営しようとする場合その他本通知に定める資産要件等を満たさなくなるような場合は、当該法人は、所管庁に対して遅滞なく定款の変更の認可申請を行うものとする。
- 4 施行期日
- この通知は平成24年4月1日から施行するものとする。

○国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて既設法人が福祉ホームを設置する場合の要件緩和について

(平成 12 年 9 月 8 日)

(／障発第 669 号／社援第 2028 号)

(各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて厚生省大臣官房障害保健福祉部長、
厚生省社会・援護局長通知)

従来、福祉ホームについては、都市部等土地の取得が極めて困難な地域（以下「都市部等地域」という。）に限り、国及び地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて設置することを認めてきたところです。

福祉ホームを経営する事業が安定的、継続的に行われるためには、福祉ホームの設置に必要な土地及び建物のいずれについても、福祉ホームの設置者が所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが原則であって望ましいと考えられます。

その一方で、障害者の地域における生活を推進していくためには、就労や日中の活動の場の確保とともに、地域での生活の場を確保していくことが重要となり、福祉ホームは、このような点で非常に重要な役割を果たすものと考えられます。

このため、今般、従来の取扱いを改めることとし、福祉ホームの設置については、下記のとおり要件緩和を行うこととしましたので、貴職において適切な御配慮をお願いします。

なお、当該通知については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものです。

記

1 要件緩和の内容

福祉ホームについては、これまで、都市部等地域において、国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて設置することが認められていたが、これを、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく障害福祉サービス（療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）又は身体障害者社会参加支援施設を経営している既設の社会福祉法人（以下「法人」という。）に限り、都市部等地域以外の地域にも拡大すること。

なお、福祉ホームを経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記するものとする。

また、賃借料の水準は、法人の経営の安定性の確保や社会福祉事業の特性に鑑み、無料又は極力低額であることが望ましいものであり、また、法人が寄付金等により当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払う能力があると認められる必要があること。

2 施行期日

この通知は平成 12 年 9 月 8 日から施行するものとする。

○国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について

(平成 12 年 9 月 8 日)

(／障第 670 号／社援第 2029 号／老発第 628 号／児発第 732 号／)

(各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長、厚生省児童家庭局長通知)

従来、社会福祉法人(以下「法人」という。)が通所施設を設置する場合には、通所施設を経営する事業を行うために直接必要なすべての物件について、当該通所施設の設置者たる法人が所有権を有していることを条件にしてきたところです。

法人による通所施設の経営が安定的、継続的に行われるためには、通所施設の設置に必要な不動産のすべてについて、当該通所施設の設置者たる法人が所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが原則であって望ましいことですが、その一方で、通所施設は入所施設と比較してその整備の機動性・弾力性を確保する必要があります。

そのため、今般、地域の実情に応じた取組みを容易にする観点から、従来の取扱いを改めることとし、既設法人が国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて通所施設を設置する場合においては、下記のとおり要件緩和を行うこととしましたので、貴職において適切な御配慮をお願いします。

なお、当該通知については、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものです。

記

1. 要件緩和の内容

(1) 既設法人(第一種社会福祉事業(社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 2 条第 2 項第 2 号、第 3 号又は第 4 号に掲げるものに限る。)又は第二種社会福祉事業のうち保育所を経営する事業若しくは障害福祉サービス事業(療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。))が以下に掲げる通所施設を整備する場合には、当該通所施設の用に供する不動産の全てについて、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこと。

- ① 障害児通所支援事業所
- ② 情緒障害児短期治療施設(通所部に限る。)又は児童自立支援施設(通所部に限る。)
- ③ 障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練(宿泊型自立訓練を除く。))就労移行支援又は就労継続支援に限る。)
- ④ 保育所又は児童家庭支援センター
- ⑤ 母子福祉施設
- ⑥ 老人デイサービスセンター、老人福祉センター又は老人介護支援センター
- ⑦ 身体障害者福祉センター、補装具製作施設又は視聴覚障害者情報提供施設

⑧ 地域活動支援センター

(2) 貸与を受けている不動産については、原則として、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記しなければならないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えないこと。

① 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合

② 貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合

(3) 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

2. 施行期日

この通知は平成12年9月8日から施行するものとする。

○不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について

(平成16年5月24日)

(／雇児発第0524002号／社援発第0524008号／)

(各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、
厚生労働省社会・援護局長通知)

従来、国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受け保育所を設置することについては、「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長連名通知)のほか、「不動産の貸与を受けて設置する保育所の認可について」(平成12年3月30日児発第297号厚生省児童家庭局長通知。以下「旧通知」という。)に定めるとおりの取扱いとしてきたところです。

保育所を営業する事業が安定的、継続的に行われるためには、保育所の設置に必要な土地及び建物いずれについても、保育所の設置者が所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが原則であって望ましいところですが、一方、待機児童の解消等の課題に対し、保育所の緊急整備が求められているところです。

そのため、今般、「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)等も踏まえ、地域の実情に応じた取組を容易にする観点から、これまでの取扱いを改め、国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合においては、下記のとおり要件緩和を行うこととしましたので、貴職において適切な御配慮をお願いします。

記

第1 要件緩和の内容

1 既設法人が保育所を設置する場合

既に第1種社会福祉事業(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第2号、第3号又は第4号までに掲げるものに限る。)又は第2種社会福祉事業のうち保育所を営業する事業若しくは障害福祉サービス事業(療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。)を行っている社会福祉法人(以下「既設法人」という。)が保育所を設置する場合には、「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」(平成12年9月8日障第670号・社援第2029号・老発第628号・児発第732号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

2 既設法人以外の社会福祉法人が保育所を設置する場合

(1) 既設法人以外の社会福祉法人については、これまで都市部等土地の取得が極めて困難な地域において、施設用地の貸与を受けて設置することが認められていたが、

これを、都市部等地域以外の地域であって緊急に保育所の整備が求められている地域にも拡大すること。

- (2) 貸与を受けている土地については、原則として、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記しなければならないこと。ただし、貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えないこと。
- (3) 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、賃借料及びその財源が収支予算書に計上されていること。

3 社会福祉法人以外の者が保育所を設置する場合

- (1) 社会福祉法人以外の者が保育所を設置する場合には、当該保育所の用に供する土地又は建物について、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこと。
- (2) 貸与を受けている土地又は建物については、原則として、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記しなければならないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えないこと。
 - ① 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合
 - ② 貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合
- (3) 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。
- (4) 賃借料の財源について、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、これとは別に、当面の支払いに充てるための①1年間の賃借料に相当する額と②1,000万円(1年間の賃借料が1,000万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額)を基本として、事業規模に応じ、当該保育所が安定的に運営可能と都道府県(指定都市・中核市を含む。)が認めた額の合計額の資金を安全性がありかつ換金性の高い形態(普通預金、定期預金、国債等)により保有していること。
- (5) (4)②で認めた額については、地上権・賃借権の登記、賃貸借契約期間の長さ等施設使用の安定性の高さ、当該主体の総合的な財政力の高さ、公的補助による継続的な賃借料補助、これまでの施設の経営・運営実績等過去の安定性の高さ等を勘案し、賃貸施設であっても安定的に事業経営が認められる場合には、2分の1を目途とする範囲内で当該額を減額して差し支えないこと。
- (6) 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

第2 施行期日等

この通知は平成16年5月24日から施行し、旧通知はこの施行に伴って廃止する。

なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4に規定する技術的な助言である。

○地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」及び構造改革特別区域における「サテライト型障害者施設」の用に供する不動産に係る取扱いについて

(平成16年12月13日)

(／社援発第1213003号／老発第1213001号／)

(各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて厚生労働省社会・援護局長、老健局長通知)

改正 平成18年3月31日／社援発第0331029号／老発第0331018号／

同 28年7月27日／社援発0727第2号／老発0727第2号／

厚生労働省においては、構造改革特区の第5次提案に基づき新たに特区において講じることが可能となる規制の特例措置等を決定した「構造改革特区の第5次提案に対する政府の対応方針」(平成16年9月10日構造改革特別区域推進本部決定)等を踏まえ、特別養護老人ホーム及び障害者施設に係る規制緩和の検討を行ってきたところであるが、今般、これらの施設の機能を利用者の住み慣れた地域に小規模な単位で展開していくという観点から、いわゆる「サテライト型」の入居系サービスの整備を進めるため、「構造改革特別区域基本方針の一部変更について」(平成16年12月10日閣議決定)により、構造改革特別区域において講ずることが可能な規制の特例措置として、新たに「サテライト型居住施設設置事業」及び「サテライト型障害者施設設置事業」を追加し、また、「厚生労働省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令」(平成16年厚生労働省令第163号)を別添のとおり公布し、平成17年1月1日から施行することとしたところである。

これらの特例措置に併せ、社会福祉法人がこれらの施設を設置する場合における資産の所有等に係る規制を緩和するため、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号。以下「法」という。)附則第3条に規定する通達に関する特例措置として、「サテライト型居住施設設置事業」及び「サテライト型障害者施設設置事業」の取扱いを下記のとおり定め、平成17年1月1日から適用することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体等に周知を図るとともに、これらの事業が円滑に実施できるよう御配慮をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものである。

記

1 地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」について

指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号)に規定する「サテライト型居住施設」(以下「サテライト型居住施設」という。)を設置しようとする社会福祉法人は、3に掲げる要件を満たしている場合には、「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日障第890号、社援発2618号、老発第794号、児発第908号)別紙1の第2の1の(1)の規定にかかわらず、サテライト型居住施設

の用に供する不動産のすべてについて、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこと。この場合において、当該サテライト型居住施設に併設する老人短期入所施設についても、その用に供する不動産のすべてについて、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこと。

2 構造改革特別区域における「サテライト型障害者施設設置事業」について

地方公共団体が、その設定する法第 2 条第 1 項に規定する構造改革特別区域内において、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 29 条に規定する身体障害者更生施設、同法第 30 条に規定する身体障害者療護施設若しくは同法第 31 条に規定する身体障害者授産施設又は知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 21 条の 6 に規定する知的障害者更生施設若しくは同法第 21 条の 7 に規定する知的障害者授産施設(これらの施設のうち、通所による支援のみを行うものを除く。以下「施設本体」と総称する。)の設置者が当該施設本体の入所者を支援するために設ける施設であって当該施設本体と一体的に運営するものについて、次に掲げる基準を満たしていることを認めて法第 4 条第 8 項の内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る当該施設(以下「サテライト型施設」という。)を設置しようとする社会福祉法人は、3 に掲げる要件を満たしている場合には、「社会福祉法人の認可について」(平成 12 年 12 月 1 日障第 890 号、社援第 2618 号、老発第 794 号、児発第 908 号)別紙 1 の第 2 の 1 の(1)の規定にかかわらず、サテライト型施設の用に供する不動産のすべてについて、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこと。

- (1) 施設本体との密接な連携を確保しつつ、施設本体とは別の場所で運営すること。
- (2) 当該施設の入所者とその家族及び地域住民との交流等の機会が日常的に確保される地域に設置すること。
- (3) 入所定員が 4 人以上 20 人未満であって、施設本体の入所者数を下回るものであること。
- (4) 居室については、次に掲げる基準を満たすものであること。

イ 定員が 1 人であること。ただし、入所者の支援に必要と認められる場合は 2 人とすることができる。この場合においては、施設本体が身体障害者更生施設、身体障害者療護施設又は身体障害者授産施設の場合にあっては身体障害者更生援護施設の設置及び運営に関する基準(平成 15 年更生労働省令第 21 号)第 15 条第 2 項第 2 号、施設本体が知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設の場合にあっては知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準(平成 15 年厚生労働省令第 22 号)第 25 条第 2 項第 2 号に規定する静養室を、別に設けなければならない。

ロ 一の居室の床面積が 10.6 平方メートル以上であること。ただし、入所者の支援に支障がない場合はこの限りではない。

ハ 入所定員が 8 人以上の場合にあっては、少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場

所をいう。)等により一体的に構成される場所(以下「ユニット」という。)を設けるものとする。一のユニットの入所定員は7人以下とする。

(5) 常に1人以上の常勤の生活支援員等入所者の支援を適切に行うことができる従業員を置くこと。

3 社会福祉法人がサテライト型居住施設又はサテライト型施設を設置しようとする場合において、当該施設の用に供する不動産のすべてについて、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けてこれを設置するための要件

- (1) 当該サテライト型居住施設又はサテライト型施設の設置により、当該社会福祉法人が設置するサテライト型居住施設及びサテライト型施設に関し、その用に供する建物について、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けている施設の定員の合計数が、当該社会福祉法人が設置する入所施設(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業及び同条第4項に規定する事業のうち、利用者を入所させて保護を行うものに係る施設をいう。)の定員の合計数の2分の1を超えないこと。
- (2) 貸与を受けている不動産について、当該サテライト型居住施設又はサテライト型施設を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。
- (3) 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
- (4) 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

別添 (略)

○国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について〔老人福祉法〕

(平成 28 年 7 月 27 日)

(／社援発 0727 第 1 号／老発 0727 第 1 号／)

(各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長通知)

従来、特別養護老人ホームについては、サテライト型居住施設(指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 34 号)及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 46 号)に規定する「サテライト型居住施設」をいう。以下同じ。)である地域密着型特別養護老人ホームに限り、当該サテライト型居住施設の用に供する不動産の全てについて、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けて経営することを認めてきたところです。

特別養護老人ホームを経営する事業が安定的、継続的に行われるためには、特別養護老人ホームの設置に必要な土地及び建物のいずれについても、特別養護老人ホームを設置する社会福祉法人が所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが原則であって望ましいところですが、一方で、特に、都市部において特別養護老人ホームの整備の必要性が高まっているところです。

このため、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」(平成 27 年 11 月 26 日一億総活躍国民会議とりまとめ)において「用地確保が困難な都市部等において、(中略)規制を緩和することにより介護施設等の整備を促進する。」とされたこと等も踏まえ、サテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合においては、従来の取扱いを改めることとし、下記のとおり要件緩和を行うこととしましたので、貴職において適切な御配慮をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものです。

記

1 要件緩和の内容

特別養護老人ホーム(サテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下同じ。)を設置しようとする社会福祉法人は、次に掲げる要件を満たしている場合には、「社会福祉法人の認可について」(平成 12 年 12 月 1 日障第 890 号、社援第 2618 号、老第 794 号、児発第 908 号)別紙 1 の第 2 の 1 の (1) の規定にかかわらず、当該特別養護老人ホームの用に供する不動産の全てについて、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこと。この場合において、当該特別養護老人ホームに併設される老人短期入所施設についても、その用に供する不動産の全てについて、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこと。

- (1) 当該特別養護老人ホームが設置される地域が都市部地域(国勢調査における人口集中地区であって今後人口増加が見込まれる地域等、特別養護老人ホームの整備の必要性が高いが土地の取得が困難であると当該特別養護老人ホームが設置される市区町村が認める地域をいう。以下同じ。)であること。
 - (2) 入所施設(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業及び同条第4項に規定する事業のうち、利用者を入所させて保護を行うものに係る施設をいう。以下同じ。)を経営している既設の社会福祉法人であること。
 - (3) 当該特別養護老人ホームの用に供する建物について、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けている施設の定員の合計数が、当該社会福祉法人が設置する全ての入所施設の定員の合計数(貸与を受けている施設の定員の合計数を含む。)の2分の1を超えないこと。
 - (4) 当該特別養護老人ホームが設置される都道府県(当該都道府県と隣接する都道府県を含む。)において、既に当該社会福祉法人が他の特別養護老人ホームを経営していること。
 - (5) 貸与を受けている不動産について、当該特別養護老人ホームを経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。この場合において、建物の賃貸借期間は30年以上とすること。
 - (6) 当該社会福祉法人の経営状況が安定していること。
 - (7) 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源として1000万円以上に相当する資産(現金、預金又は確実な有価証券に限る。)が確保されていること。
 - (8) 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、当該社会福祉法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。
- 2 建替えを行うために一時的に貸与を受けて特別養護老人ホームを経営する場合の1の要件緩和の特例

既に経営している特別養護老人ホーム(以下「既存特養」という。)を建て替えるために、当該建替えが終了するまでの間、一時的に貸与を受けて当該特別養護老人ホームを設置しようとする場合は、1にかかわらず、当該建替えが終了するまでの間、1(3)、(4)及び(5)後段の要件は適用しない。

- 3 老朽化による移転に伴い貸与を受けて特別養護老人ホームを経営する場合の1の要件緩和の特例

既存特養を老朽化に伴い移転するに当たって、貸与を受けて当該特別養護老人ホームを設置しようとする場合(移転先で貸与を受けることで1(3)の要件を満たさなくなる場合に限る。)において、次に掲げる要件を満たすときは、1にかかわらず、当該特別養護老人ホームについては、1(3)及び(4)の要件は適用しない。

(ア) 当該特別養護老人ホームの設置される地域及び既存特養の設置されている地域

が、次に掲げる都府県の都市部地域であること。

東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、愛知県、大阪府、兵庫県及び福岡県

(イ) 当該特別養護老人ホームが、本通知の施行日から起算して 10 年を経過する日までの間に設置されるものであること。

(ウ) 1 億円以上の資産(現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。)を基本財産として有していること。

4 施行期日

この通知は、平成 28 年 7 月 27 日から施行するものとする。

○居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について
〔社会福祉法〕

(平成 12 年 9 月 8 日)

(／障第 671 号／社援第 2030 号／老発第 629 号／児発第 733 号／)

(各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて厚生省大臣官房障害保健福祉部長、
厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長、厚生省児童家庭局長通知)

社会福祉法人(以下「法人」という。)については、その公益性を担保し、事業経営の安定性・継続性を確保する必要が高いため、その設立を認可するための所要の資産要件等が定められているところです。特に、社会福祉施設を経営しない法人については、一般に設立後の収入に安定性を欠くおそれがあり、設立時において事業継続を可能とする財政基盤を有することが必要であることから、原則として 1 億円以上の資産を基本財産として有していなければならないこととしていたところです。

他方、居宅介護等事業については、各地域においてきめ細かい福祉活動の展開に大きく寄与しており、その事業活動の機動性・柔軟性を十分に活用することは、今後、地域福祉の推進を図る上で重要となります。

このため、法人の公益性を維持しながら、居宅介護等事業の機動性・柔軟性を活用することができることとなるよう、今般、居宅介護等事業の経営を目的として法人を設立しようとする場合に必要な資産要件等について下記のとおり定めましたので、貴職において適切な御配慮をお願いします。

なお、当該通知については、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものです。

記

1 居宅介護等事業の経営を目的として法人を設立する場合の資産要件等

居宅介護等事業(母子家庭居宅介護等事業、寡婦居宅介護等事業、父子家庭居宅介護等事業、老人居宅介護等事業又は 障害福祉サービス事業(居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に限る。)をいう。以下同じ。)の経営目的として法人を設立する場合においては、次に掲げる要件を満たしていれば、1,000 万円以上に相当する資産(現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。以下同じ。)を基本財産とすることで足りるものとする。

- ① 5 年(特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人の場合又は当該居宅介護等事業の事業所の所在地の市町村長が法人格を取得することについて推薦をした場合には 3 年)以上にわたって、居宅介護等事業の経営の実績を有するとともに、地方公共団体からの委託、助成又は介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)に基づく指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定又は 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17

年法律第123号)に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定を受けていること。

② 一の都道府県の区域内においてのみ事業を実施すること。

2 居宅介護等事業を営む事業と併せて行うことができる事業の範囲

1に掲げる要件を満たすものとして設立された法人は、居宅介護等事業の経営のみを行うことを原則とするが、次に掲げる事業については、居宅介護等事業の経営と併せて行うことができるものとする。

① 障害児相談支援事業、一般相談支援事業又は特定相談支援事業

② 障害児通所支援事業又は老人デイサービス事業

③ 重度障害者等包括支援

④ 移動支援事業

⑤ 地域活動支援センターを営む事業

なお、公益事業又は収益事業については、1に掲げる要件を満たすものとして設立された法人の財政基盤が脆弱であることに配慮しつつ、地域福祉の推進を図る観点から、所轄庁が当該法人の行う社会福祉事業に支障がないと認める場合には、これを行うことができるものとする。

3 定款変更の認可申請

二以上の都道府県の区域内において事業を実施しようとする場合、2の①～④に掲げる事業以外の事業を営もうとする場合その他本通知に定める資産要件等を満たさなくなるような場合には、当該法人は、所轄庁に対して遅滞なく定款の変更の認可申請を行うものとする。

4 施行期日

この通知は平成12年9月8日から施行するものとする。

○共同生活援助事業等の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について(通知)

(平成 14 年 8 月 30 日)

(／社援発第 0830007 号／老発第 0830006 号／)

(各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長通知)

認知症対応型共同生活介護事業、小規模多機能型居宅介護事業及び複合型サービス福祉事業又は障害福祉サービス事業(共同生活援助に係るものに限る。)(以下「共同生活援助事業等」という。))は、各地域に根ざしたきめ細かい福祉活動の展開に大きく寄与しており、その事業活動の機動性・柔軟性を十分に活用することは、地域福祉の推進を図る上で重要であります。

一方、共同生活援助事業等を経営する社会福祉法人(以下「法人」という。))を含めた社会福祉施設を経営しない法人については、その事業の安定性・継続性を確保するための財政基盤として、原則 1 億円以上の資産を基本財産として保有しなければならないこととしてきたところです。

法人の在り方については、「規制改革推進 3 か年計画(改定)」(平成 14 年 3 月 29 日閣議決定)を踏まえ、利用者の立場に立って、質の高いサービスを効率的に提供していく観点から、今般見直しを行ったところですが、その結果、法人の公益性を維持しつつ、共同生活援助事業等の機動性・柔軟性を活用することができるよう、今後同事業の経営を目的として法人を設立する場合の資産要件等を下記のとおり取り扱うこととしたところです。つきましては、貴職におかれましては、共同生活援助事業等の利用者の生活に与える影響にかんがみ、その事業の安定性・継続性に十分配慮しつつ、適切に御配慮お願い申し上げます。

なお、この通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 共同生活援助事業等の経営を目的として法人を設立する場合の基本財産

共同生活援助事業等の経営を目的として法人を設立する場合においては、次に掲げる要件を満たしているときは、1,000 万円以上に相当する資産(現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。以下同じ。))を基本財産とすることで足りるものとする。

- ① 5 年(特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人の場合又は当該共同生活援助事業等の事業所の所在地の市町村長が法人格を取得することについて推薦をした場合には 3 年)以上にわたって、共同生活援助事業等の経営の実績を有するとともに、地方公共団体からの委託、助成又は介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)に基づく指定地域密着型サービス事業者、若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定居宅サービス事業者の指定若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律

第 123 号)に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定若しくは児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に基づく指定障害児通所支援事業者(保育所等訪問支援事業者を除く。)の指定を受けていること。

② 一の都道府県の区域内においてのみ事業を実施すること。

2 共同生活援助事業等と併せて行うことができる事業

1 に掲げる要件を満たすものとして設立された法人は、共同生活援助事業等の経営のみを行うことを原則とするが、次に掲げる事業については、共同生活援助事業等の経営と併せて行うことができるものとする。

① 障害児相談支援事業、一般相談支援事業又は特定相談支援事業

② 老人デイサービス事業、障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練(宿泊型自立訓練を除く。)) 就労移行支援、就労継続支援又は就労定着支援に限る。)又は障害児通所支援事業を営む事業

③ 老人居宅介護等事業、障害福祉サービス事業(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援又は自立生活援助に限る。)

④ 移動支援事業

⑤ 地域活動支援センター

なお、公益事業又は収益事業については、1 に掲げる要件を満たすものとして設立された法人の財政基盤が脆弱であることに配慮しつつ、地域福祉の推進を図る観点から、所轄庁が当該法人の行う社会福祉事業に支障がないと認める場合には、これを行うことができるものとする。

3 定款変更の認可申請

二以上の都道府県の区域内において事業を実施しようとする場合、共同生活援助事業等以外の他の社会福祉事業を行おうとする場合など本通知に定める事項を満たさなくなるような場合には、当該法人は、所轄庁に対して遅滞なく定款変更の認可申請を行うものとする。

4 その他

社会福祉施設を営まない法人については、「社会福祉法人の認可について」(平成 12 年 12 月 1 日社援第 2618 号等厚生省社会・援護局長等通知)の別紙 1 社会福祉法人審査基準第 2 の 2 の(1)のウのただし書において、「委託費等で事業継続に必要な収入が安定的に見込める場合については、当該法人の基本財産は当該法人の安定的運営が図られるものとして所轄庁が認める額の資産とすることができること」とされているが、この取扱いに基づく共同生活援助事業等の経営を目的とする法人の設立については、特に変更が生じるものではないこと。

○介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件の緩和等について

(平成15年5月8日)

(／社援発第0508002号／)

(各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて厚生労働省社会・援護局長通知)
身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律(平成14年法律第50号)による社会福祉法(昭和26年法律第45号)の一部改正により、平成15年4月1日から、介助犬訓練事業及び聴導犬訓練事業(以下「訓練事業」という。)が同法第2条第3項に規定する第二種社会福祉事業に追加され、訓練事業を行うために社会福祉法人(以下「法人」という。)を設立することが可能となったところです。

法人については、その公益性を担保し、事業経営の安定性・継続性を確保する必要性が高いため、その設立を認可するための所要の資産要件等が定められているところです。特に、社会福祉施設を経営しない法人については、一般に設立後の収入に安定性を欠くおそれがあり、設立時において事業継続を可能とする財政基盤を有することが必要であることから、原則として1億円以上の資産を基本財産として有していなければならないこととしてきたところです。

他方、訓練事業は、良質な介助犬及び聴導犬の育成を通じ、各地域において、身体障害者の自立及び社会参加の促進に大きく寄与してきており、その事業活動の機動性・柔軟性を十分に活用することは、今後の障害者福祉の推進を図る上で重要となります。

このため、前記の趣旨も踏まえ、法人の公益性を維持しながら、訓練事業の機動性・柔軟性を活用することができることとなるよう、今般、訓練事業を行うことを目的として法人を設立する場合の資産要件等を下記のとおり定めましたので、貴職において適切な御配慮をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 訓練事業の経営を目的として法人を設立する場合の基本財産

訓練事業の経営を目的として法人を設立する場合において、次に掲げる要件を満たしているときは、1,000万円以上に相当する資産(現金、預金、确实な有価証券又は不動産に限る。)を基本財産とすることで足りることとする。

- ① 5年(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人の場合又は当該訓練事業の事業所の所在地の市町村長が法人格を取得することについて推薦した場合においては3年)以上にわたって、訓練事業の経営の実績を有しているとともに、訓練事業について、地方公共団体又は民間社会福祉団体からの委託又は助成を受けているか、あるいは過去に受けていたことがあること。

② 一の都道府県の区域内のみにおいて事業を実施すること。

2 訓練事業を経営する事業と併せて行うことができる事業の範囲

1 に掲げる要件を満たすものとして設立された法人は、訓練事業の経営のみを行うものとする。

なお、公益事業又は収益事業については、1 に掲げる要件を満たすものとして設立された法人の財政基盤が脆弱であることに配慮しつつ、地域福祉の推進を図る観点から、所轄庁が当該法人の行う訓練事業に支障がないと認める場合には、これを行うことができるものとする。

3 定款変更の認可申請

2 以上の都道府県の区域内において事業を実施しようとする場合、訓練事業以外の事業の経営を行うとする場合その他この通知に定める資産要件等を満たさなくなる場合には、当該法人は、所轄庁に対して遅滞なく定款の変更の認可申請を行う者とする。

4 施行期日

この通知は、平成15年4月1日から施行すること。

○社会福祉法人定款例（社会福祉法人の認可について 局長連名通知中 別紙2）

<説明>

1. 定款例について

- 各法人の定款に記載されることが一般的に多いと思われる事項について、定款の定め方の一例を記載している。
- 各法人の定款の記載内容については、当該定款例の文言に拘束されるものではないが、定款において定めることが必要な事項が入っているか、その内容が法令に沿ったものであることが必要である。

2. 記載事項の種類

- 必要的記載事項（直線） → 必ず定款に記載しなければならない事項であり、その一つでも記載が欠けると、定款の効力が生じない事項（法第31条第1項各号に掲げる事項等）※ 内容については、法令に沿ったものであればよく、当該定款例の文言に拘束されるものではないこと。
- 相対的記載事項（点線） → 必要的記載事項と異なり、記載がなくても定款の効力に影響はないが、法令上、定款の定めがなければその効力を生じない事項
- 任意的記載事項 → 法令に違反しない範囲で任意に記載することができる事項

3. 評議員会及び理事会における法定決議事項

	理事会	評議員会
決議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定（法第45条の9第10項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第181条） ・理事長及び業務執行理事の選定及び解職（理事長：法第45条の13第2項第3号、業務執行理事：法第45条の16第2項第2号） ・重要な財産の処分及び譲受け（法第45条の13第4項第1号） ・多額の借財（法第45条の13第4項第2号） ・重要な役割を担う職員の選任及び解任（法第45条の13第4項第3号） ・従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止（法第45条の13第4項第4号） ・コンプライアンス（法令遵守等）の体制の整備（法第45条の13第4項第5号）※一定規模を超える法人のみ ・競争及び利益相反取引（法第45条の16第4項において準用する一般法人法第84条第1項） ・計算書類及び事業報告等の承認（法第45条の28第3項） ・理事会による役員、会計監査人の責任の一部免除（法第45条の20第4項において準用する一般法人法第114条第1項） ・その他の重要な業務執行の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・理事、監事、会計監査人の選任（法第43条） ・理事、監事、会計監査人の解任（法第45条の4第1項及び第2項）★ ・理事、監事の報酬等の決議（理事：法第45条の16第4項において準用する一般法人法第89条、監事：法第45条の18第3項において準用する一般法人法第105条） ・理事等の責任の免除（全ての免除：法第45条の20第4項で準用する一般法人法第112条（※総評議員の同意が必要）、一部の免除：第113条第1項）★ ・役員報酬等基準の承認（法第45条の35第2項） ・計算書類の承認（法第45条の30第2項） ・定款の変更（法第45条の36第1項）★ ・解散の決議（法第46条第1項第1号）★ ・合併の承認（吸収合併消滅法人：法第52条、吸収合併存続法人：法第54条の2第1項、法人新設合併：法第54条の8）★ ・社会福祉充実計画の承認（法第55条の2第7項） ・その他定款で定めた事項 <p>★：法第45条の9第7項の規定により、議決に加わることができる評議員の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数をもって決議を行わなければならない事項</p>

社会福祉法人定款例

社会福祉法人定款例

社会福祉法人〇〇福社会定款

第一章 総則

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 障害児入所施設の経営

(ロ) 特別養護老人ホームの経営

(ハ) 障害者支援施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 老人デイサービス事業の経営

(ロ) 老人介護支援センターの経営

(ハ) 保育所の経営

(ニ) 障害福祉サービス事業の経営

(ホ) 相談支援事業の経営

(ヘ) 移動支援事業の経営

(ト) 地域活動支援センターの経営

(チ) 福祉ホームの経営

(備考)

(1) 具体的な記載は、社会福祉法の基本的理念に合致するものであるとともに、それぞれの法人の設立の理念を体现するものとする。

(2) 児童福祉に関する事業を行う法人においては、「心身ともに健やかに育成される」との趣旨に合致するものとする。

(3) 上記記載は、あくまで一例であるので、(1)、(2)を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。

(4) 市町村社会福祉協議会にあっては、次の例にならって記載すること。

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、〇〇市（区町村）における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、次の事業を行う。

(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
 - (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
 - (4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
 - (5) 地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業（指定都市社会福祉協議会に限る。）
 - (6) 共同募金事業への協力
 - (7) 福祉サービス利用援助事業
 - (8) 福祉関係各法に基づき実施される事業の経営
 - (注) 記載に当たっては、第一条の(1)及び(2)の例によること。
 - (9) その他本会の目的達成のため必要な事業
- (5) 都道府県社会福祉協議会にあっては、次の例にならって記載すること。
- (目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、〇〇県（都道府）における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 社会福祉を目的とする事業を営業者への支援に関する事業
- (5) (1) から (3) までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (6) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
- (7) 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言
- (8) 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整
- (9) 共同募金事業への協力
- (10) 〇〇県福祉人材センターの業務の実施
- (11) 日常生活自立支援事業
- (12) 福祉関係各法に基づき実施される事業の経営
- (注) 記載に当たっては、第一条の(1)及び(2)の例によること。
- (13) その他本会の目的達成のため必要な事業

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人〇〇福祉会という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、（地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者 等）を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極

的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番に置く。

(備考)

最小行政区の市区町村名までの記載でも可能。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員〇〇名以上〇〇名以内を置く。

(備考一)

確定数とすることも可能。

(備考二)

法第40条第3項の規定により、在任する評議員の人数は理事の人数を超える必要がある。なお、平成27年度における法人全体の事業活動計算書におけるサービス活動収益の額が4億円を超えない法人及び平成28年度中に設立された法人については、平成32年3月31日までは、評議員の人数は4名以上でよいものとする。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事〇名、事務局員〇名、外部委員〇名の合計〇名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の〇名以上が出席し、かつ、外部委員の〇名以上が賛成することを要する。

(備考)

評議員の選任及び解任は、上記の評議員選任・解任委員会以外の中立性が確保された方法によることも可能である。

なお、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定めは効力を有しない(法第31条第5項)。

(評議員の任期)

第七条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(備考)

法第41条第1項に基づき、評議員の任期は、定款によって選任後6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで伸長することもできる。

法第41条第2項に基づき、補欠評議員の任期を退任した評議員の任期満了時までとする場合には、第1項の次に次の一項を加えること。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員に対して、〈例：各年度の総額が〇〇〇〇〇〇円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として〉支給することができる。

(備考一)

無報酬の場合は、その旨を定めること。なお、費用弁償分については報酬等に含まれない。

(備考二)

民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないよう、理事及び監事並びに評議員の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めた報酬等の支給の基準を定め、公表しなければならない(法第45条の35、第59条の2第1項第2号)。

第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事<並びに会計監査人>の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分

- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(備考)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(2)については、本定款例のように報酬等の額を定款で定めない場合には、評議員会において決定する必要がある(法第45条の16第4項において準用する一般法人法第89条、法第45条の18第3項において準用する一般法人法第105条第1項)。

(開催)

第一条 評議員会は、定時評議員会として毎年度〇月に1回開催するほか、(〇月及び)必要がある場合に開催する。

(備考)

定時評議員会は、年に1回、毎会計年度の終了後一定の時期に招集しなければならない(法第45条の9第1項)ので、開催時期を定めておくことが望ましい。なお、「毎年度〇月」については、4月～6月までの範囲となる。開催月を指定しない場合は「毎年度〇月」を「毎会計年度終了後3ヶ月以内」とすることも差し支えない。他方、臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。(法第45条の9第2項)。

(招集)

第一二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第一三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の<例:3分の2以上>に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わるこ

とができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(備考)

第一項については、法第45条の9第6項に基づき、過半数に代えて、これを上回る割合を定款で定めることも可能である。(例：理事の解任等)

第二項については、法第45条の9第7項に基づき、3分の2以上に代えて、これを上回る割合を定めることも可能である。

(議事録)

第一四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

(備考一)

記名押印ではなく署名とすることも可能。

(備考二)

第二項にかかわらず、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名がこれに署名し、又は記名押印することとしても差し支えないこと。

第四章 役員及び<会計監査人並びに>職員

(役員<及び会計監査人>の定数)

第一五条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 ○○名以上○○名以内

(2) 監事 ○○名以内

2 理事のうち一名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、○名を業務執行理事とする。

<4 この法人に会計監査人を置く。>

(備考)

(1) 理事は6名以上、監事は2名以上とすること。

(2) 理事及び監事の定数は確定数とすることも可能。

(3) 業務執行理事については、「理事長以外の理事のうち、○名を業務執行理事とすることができる。」と定めることも可能。

(4) 会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(5) 社会福祉法の名称とは異なる通称名や略称を定款に使用する場合(例えば、理事長を「会長」と表記するような場合)には、「法律上の名称」と定款で使用する名称がどのような関係にあるのかを、定款上、明確にする必要があること。

<例>理事長、業務執行理事の役職名を、会長、常務理事とする場合の例

2 理事のうち1名を、会長、○名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事をもって同法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員＜及び会計監査人＞の選任)

第一六条 理事及び監事＜並びに会計監査人＞は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(備考)

会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

(理事の職務及び権限)

第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、＜例：理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。＞

3 理事長及び業務執行理事は、3 箇月に1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(備考)

理事長及び業務執行理事の自己の職務の執行の状況を理事会に報告する頻度については、定款で、毎会計年度に4月を超える間隔で2 回以上とすることも可能である（法第45 条の16 第3 項）。

<例>

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4 箇月を超える間隔で2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第一八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(備考)

会計監査人を置く場合は、次の条を追加すること。

(会計監査人の職務及び権限)

第〇条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員＜及び会計監査人＞の任期)

第一九条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のも

のに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

<3 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。>

(備考一)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(備考二)

理事の任期は、定款によって短縮することもできる(法第45条)。

法第45条に基づき、補欠理事又は監事の任期を退任した理事又は監事の任期満了時までとする場合には、第1項の次に次の一項を加えること。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

(役員<及び会計監査人>の解任)

第二〇条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

<2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、(監事全員の同意により、) 会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。>

(備考)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(役員<及び会計監査人>の報酬等)

第二一条 理事及び監事に対して、<例:評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を>報酬等として支給することができる。

<2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。>

(備考一)

会計監査人を置いていない場合、〈〉内は不要。

(備考二)

第1項のとおり、理事及び監事の報酬等の額について定款に定めないときは、評議員会の決議によって定める必要がある。

(備考三)

費用弁償分については報酬等に含まれない。

(職員)

第二二条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

(備考一)

運営協議会（地域や利用者の意見を法人運営に反映させるべく、地域の代表者や利用者又は利用者の家族の代表者等を構成員として社会福祉法人が任意で設置するもの）を設ける場合には、定款に次の章を加えること。

第〇章 運営協議会

(運営協議会の設置)

第〇条 この法人に、運営協議会を置く。

(運営協議会の委員の定数)

第〇条 運営協議会の委員は〇名とする。

(運営協議会の委員の選任)

第〇条 運営協議会の委員は、各号に掲げる者から理事長が選任する。

(1) 地域の代表者

(2) 利用者又は利用者の家族の代表者

(3) その他理事長が適当と認める者

(運営協議会の委員の定数の変更)

第〇条 法人が前々条に定める定数を変更しようとするときは、運営協議会の意見を聴かなければならない。

(意見の聴取)

第〇条 理事長は、必要に応じて、運営協議会から、地域や利用者の意見を聴取するものとする。

(その他)

第〇条 運営協議会については、この定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

(備考二)

社会福祉協議会及び社団的な法人で会員制度を設ける社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 会員

(会員)

第〇条 この法人に会員を置く。

2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。

3 会員に関する規程は、別に定める。

(備考三)

都道府県社会福祉協議会である社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 運営適正化委員会

(運営適正化委員会の設置)

第〇条 この法人に、社会福祉法に規定する運営適正化委員会（以下「運営適正化委員会」という。）を置く。

(運営適正化委員会の委員の定数)

第〇条 運営適正化委員会の委員は〇名とする。

(運営適正化委員会の委員の選任)

第〇条 運営適正化委員会の委員は、本法人に置かれる選考委員会の同意を得て、会長が選任する。

(運営適正化委員会の委員の定数の変更)

第〇条 法人が前条に定める定数を変更しようとするときは、運営適正化委員会の意見を聴かなければならない。

(業務の報告)

第〇条 運営適正化委員会はその業務の状況及び成果について、理事会に定期的に報告しなければならない。

(その他)

第〇条 運営適正化委員会については、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

第五章 理事会

(構成)

第二三条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二四条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(備考)

(1) 「日常の業務として理事会が定めるもの」の例としては、次のような業務がある。なお、これらは例示であって、法人運営に重大な影響があるものを除き、これら以外の業務であっても理事会において定めることは差し支えないこと。

- ① 「施設長等の任免その他重要な人事」を除く職員の任免

(注) 理事長が専決できる人事の範囲については、法人としての判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ② 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること
- ③ 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

- ④ 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
- ⑤ 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの

ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入

イ 施設設備の保守管理、物品の修理等

ウ 緊急を要する物品の購入等

(注) 理事長が専決できる契約の金額及び範囲については、随意契約によることができる場合の基準も参酌しながら、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ⑥ 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 理事長が専決できる取得等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ⑦ 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄

ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。

(注) 理事長が専決で処分できる固定資産等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ⑧ 予算上の予備費の支出

- ⑨ 入所者・利用者の日常の処遇に関すること

- ⑩ 入所者の預り金の日常の管理に関すること

- ⑪ 寄付金の受入れに関する決定

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 寄付金の募集に関する事項は専決できないこと。

なお、これらの中には諸規程において定める契約担当者に委任されるものも含まれる。

（招集）

第二五条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）

第二六条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（備考）

第一項については、法第45条の14第4項に基づき、過半数に代えて、これを上回る割合を定款で定めることも可能である。

（議事録）

第二七条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(備考一)

記名押印ではなく署名とすることも可能。

(備考二)

定款で、署名し、又は記名押印する者を、当該理事会に出席した理事長及び監事とすることもできる(法第45条の14第6項)。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) ○○県○○市○丁目○○番所在の木造瓦葺平家建○○保育園園舎 一棟 (平方メートル)

(2) ○○県○○市○丁目○○番所在の○○保育園 敷地 (平方メートル)

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(備考)

公益及び収益を目的とする事業を行う場合には、次のように記載すること。

(資産の区分)

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産 (公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載) の四種 (公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、三種) とする。

2 本文第二項に同じ。

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産 (公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載) 以外の財産とする。

4 公益事業用財産及び収益事業用財産 (公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載) は、第○条に掲げる公益を目的とする事業及び第○条に掲げる収益を目的とする事業 (公益を目的とする事業又は収益を目的とする事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業のみを記載) の用に供する財産とする。

5 本文第四項に同じ。

(基本財産の処分)

第二九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、〔所轄庁〕の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、〔所轄庁〕の承認は必要としない。

一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行

う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第三〇条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（備考）

基本財産以外の資産において、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用を行う場合には、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

（事業計画及び収支予算）

第三一条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、〈例1：理事会の承認、例2：理事会の決議を経て、評議員会の承認〉を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（、また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所に）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告

- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(備考) 会計監査人を置いている場合の例

第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第二条の三十九に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（、また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三三条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三四条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三五条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

(備考一)

公益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 公益を目的とする事業

(種別)

第〇条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 〇〇の事業

(2) 〇〇の事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(注1) 具体的な目的の記載は、事業の種別に応じ、社会福祉法の基本的理念及びそれぞれの法人の理念に沿って記載すること。

(注2) 上記記載は、あくまで一例であるので、(注1)を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。

(注3) 公益事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業又は社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業については、必ずしも定款の変更を行うことを要しないこと。

(備考二)

収益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 収益を目的とする事業

(種別)

第〇条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、次の事業を行う。

(1) 〇〇業

(2) 〇〇業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(備考)

事業種類は、事業の内容が理解できるよう具体的に記載すること。

(収益の処分)

第〇条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業(社会福祉法施行令(昭和三三年政令第一八五号)第一三条及び平成一四年厚生労働省告示第二八三号に掲げるものに限る。)に充てるものとする。

(備考)

母子及び寡婦福祉法(昭和三九年法律第一二九号)第一四条に基づく資金の貸付を受けて行う、同法施行令(昭和三九年政令第二二四号)第六条第一項各号に掲げる事業については、本条は必要ないこと。

第七章 解散

(解散)

第三六条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第三七条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第八章 定款の変更

(定款の変更)

第三八条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、〔所轄庁〕の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を〔所轄庁〕に届け出なければならない。

第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

第三九条 この法人の公告は、社会福祉法人〇〇福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(備考)

解散時の債権申出の催告及び破産手続の開始については、官報によって公告すること。

(施行細則)

第四〇条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員、評議員<、会計監査人>は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長

理 事

〃

〃

〃

〃

監 事

〃

評議員

〃

〃

〃

//

//

//

<会計監査人>

(備考一)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(備考二)

平成 29 年 4 月 1 日前に設立された法人は、評議員及び会計監査人の定めは不要。

監事監査リスト

監査実施日：平成 年 月 日

監査実施者：_____

監査項目	監査項目	監査結果			内容
		はい	いいえ	該当なし	
I 他の監査との連携	1 行政監査等において、口頭または文書で指摘事項があった場合、改善されているか。				
	2 公認会計士または監査法人に依頼し、自主監査を実施している場合、自主監査報告書を入手し、指摘事項の有無を確認したか。				
II 法人運営 -1 定款	1 定款の必要的記載事項は事実と反するものとなっていないか。 定款変更は理事会審議、県の承認など所定の手続きを経て行われているか。				
	2 法令に従い、定款の備え置き及びインターネットを利用して公表されているか。 また、公表している定款は、直近のものか。				
-2 内部管理体制	1 法令に従い、内部管理体制が理事会で決定されているか。（特定社会福祉法人のみ義務づけ。以外の法人は、決定された項目のみ確認）				
	2 内部管理体制に係る必要な規程の策定が行われているか。				
	3 内部管理体制に係る規程に従い適正に運用されているか。				
-3 理事会等	1 理事会招集に関し、開催時期及び回数が適切か。 開催通知、議案を確認する。				
	2 理事会が定足数を満たして有効に成立しているか。 理事会議事録を閲覧する。				
	3 要決議事項について審議され、議決要件を満たして議決が行われているか。				
	4 理事に委任される範囲が明確になっているか。委任できない事項が理事に委任されていないか。				
	5 理事長は日常の業務として専決した事項を含め、法人を代表し業務を執行した状況について、定款に定める期間内に理事会に適切に報告しているか。				
	6 業務執行理事がいる場合は、当該理事が分担する業務の執行状況について、定款に定める期間内に理事会に適切に報告しているか。				
	7 理事会において、特別の利害関係を有する理事が決議に加わっていないか。				

監査項目	監査項目	監査結果			内容
		はい	いいえ	該当なし	
-2 収益事業	4	社会福祉事業で得た収入を、法令・通知上認められていない用途に充てていないか。			
	5	社会福祉事業を行うための必要な資金が確保されているか。			
	1	収益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障をきたしていないか。			
	2	収益が社会福祉事業の経営に充てられているか。			
	3	社会福祉事業用設備の使用又は社会福祉事業従事職員を兼務させている場合、本来の業務に支障をきたしていないか。			
V 管理 -1 人事管理	1	社会福祉施設の長については、関係法令及び通知で定める資格を有する者であるか。			
	2	施設長の任免に当たっては、理事会の議決を経ているか。			
	3	職員処遇が労働基準法等関係法令通知等に則して適正に行われているか。			
	4	職員の資質向上を図るため、職員研修についての具体的計画が立てられ、実施されているか。			
	5	多数の職員が退職するなど、労務管理に問題ないか。			
-2 資産管理	1	定款に定める基本財産（土地・建物の所在地、面積）と登記簿謄本は一致しているか。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 財産目録 資産は基本財産、運用財産、公益事業用財産、収益事業用財産に区分し、負債は流動負債、固定負債、引当金に区分して記載 </div>			
	2	基本財産が処分または担保提供されている場合は、理事会の決議および所轄庁の承認を得て処分、貸与又は担保に供しているか。			
	3	財産目録に記載されている不動産は、すべて所有権についての登記がなされているか。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 不動産登記簿謄本で確認する。 </div> 他から借用している不動産については、賃借権または地上権が設定されているか。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 国又は地方公共団体の場合は使用許可を受けているか。 </div>			
	4	株式の保有は、適切になされているか。			

監査項目	監査項目	監査結果			内容	
		はい	いいえ	該当なし		
-4 決算	2	附属明細書は、経理規程と一致し、様式に従って作成されているか。 また、法人全体及び拠点区分ごとに作成されているか。				
	3	附属明細書の勘定科目と金額は、計算書類と整合性がとれているか。				
	4	財産目録が記載すべき事項及び様式に従って作成されているか。				
	5	財産目録の勘定科目と金額は、法人単位貸借対照表と整合性がとれているか。				
	6	計算書類の注記について、必要な事項が記載され、計算書類の金額と一致しているか。				
	1	預金、積立資産は、残高証明書又は通帳とは一致しているか。				
	2	貸借対照表における土地・建物・固定資産物品について、適正に計上されているか。 また、減価償却資産は適正に減価償却されているか。				
	3	資産の評価は適正に行われているか。（取得時に、原則として取得価額を付しているか。）				
	4	引当金は適正に計上されているか。（徴収不能引当金、賞与引当金及び退職給付引当金ほか）				
	5	純資産（基本金、国庫補助金等特別積立金、その他の積立金及び次期繰越活動増減差額）は適正に計上されているか。				
	6	借入金は、理事会の議決を経て行われているか。 また、借入金は、事業運営上の必要によりなされたものであるか。				
	7	償還計画に基づいた借入金の返済が行われているか。				

監査項目	監査項目	監査結果			内容
		はい	いいえ	該当なし	
	9 補助金収入はすべて適正に計上されているか。				
	10 人件費について、給与台帳に記載されている職員が実在するか。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px 0;">出勤簿、源泉所得税と社会保険料の納付状況で確認する。</div>				
	11 寄附金について、取引業者、元入所者及びその家族、職員など関係者からの寄附は妥当であるか。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px 0;">寄附金台帳等を閲覧する。</div>				
	12 運営施設における各種積立金について、使用計画は作成されているか。				
	13 共通支出（費用）の配分は、合理的な基準に基づき適切に配分されているか。				
	14 資金収支差額（支払資金残高）を取り崩して使用している場合、事前に理事会の承認を得ているか。第三者評価の受審・公表又は苦情解決のための第三者委員の設置、苦情内容・解決結果の公表が行われていない場合は、事前に県知事と協議を行っているか。（保育所除く。） 保育所においては、事前に県知事に協議を行っているか。 ただし、自然災害等やむを得ない場合や施設会計収入予算額の3%以下の場合はこの限りでない。				
	15 社会福祉充実残額は、適切に計算されているか。				
	16 社会福祉充実計画に従い事業が行われているか。				
VII その他	1 社会福祉施設の入所者から預かっている金銭は、別会計で経理されているとともに適正に管理されているか。				
	2 法人・施設の活動における取引のうち、いずれの会計にも計上されていない現金等はないか。				
	3 法人の業務及び財務等に関する情報については、法人の広報を活用することなどにより自主的に公表しているか。				

監査報告書

平成29年〇〇月〇〇日

社会福祉法人〇〇福祉会
理事長 〇〇 〇〇 殿

監事 〇〇 〇〇 印

監事 〇〇 〇〇 印

私たち監事は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までの平成〇〇年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告等（事業報告及びその附属明細書）について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

① 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

② 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

監査報告書

平成29年〇〇月〇〇日

奈良県知事 〇〇 〇〇 殿

監事 〇〇 〇〇 ㊟

監事 〇〇 〇〇 ㊟

私たち監事は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までの平成〇〇年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からの職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告等（事業報告及びその附属明細書）について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

① 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

② 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。